

# 第三部

## 參考資料

# 1 補償及び福祉事業に係る請求書及び申請書等一覧（本部様式）

補償・福祉事業の種類		請求書・申請書		報告書
療養	療養の給付 〔指定医療機関で療養を受けようとする場合〕	公務災害認定請求書 (様式第1号) 通勤災害認定請求書 (様式第2号) (住居と勤務場所との間の往復の場合) 通勤災害認定請求書 (様式第2号の2) (兼業及び単身赴任者の住居間の移動の場合)		療養の現状等に関する報告書 (様式第38号) 〔療養の開始後1年6か月を経過した日において当該傷病が治っていない時〕
	療養の費用 〔指定医療機関以外の医療機関等で療養を受けようとする場合〕	療養の給付請求書 (様式第5号) 公務災害認定請求書 (様式第1号) 通勤災害認定請求書 (様式第2号) (住居と勤務場所との間の往復の場合) 通勤災害認定請求書 (様式第2号の2) (兼業及び単身赴任者の住居間の移動の場合)		
休業補償	休業補償 〔離職者用〕	休業補償請求書 (様式第7号)		
傷病補償	傷病補償年金	傷病補償年金申請書 (様式第9号)		障害の現状報告書 (傷病補償年金) (様式第39号) (毎年2月1日から末日までに提出)
障害補償	障害補償年金 障害特別支給金 障害特別援護金 障害特別給付金	障害補償年金請求書 (様式第9号) 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書		障害の現状報告書 (障害補償年金) (様式第40号) (毎年2月1日から末日までに提出)
	障害補償一時金 障害特別支給金 障害特別援護金 障害特別給付金	障害補償一時金請求書 (様式第11号) 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書		
遺族補償	遺族補償年金 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金	遺族補償年金請求書 (様式第10号) 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書		障害の現状報告書 (障害補償年金) (様式第40号) (毎年2月1日から末日までに提出)
	遺族補償一時金 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金	遺族補償一時金請求書 (様式第12号) 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書		
遺族補償	遺族補償年金前払一時金	遺族補償年金前払一時金請求書 (様式第13号)		
葬祭補償	葬祭補償	葬祭補償請求書 (様式第14号)		遺族の現状報告書 (毎年2月1日から末日までに提出) (様式第41号)
	葬祭補償一時金	葬祭補償一時金請求書 (様式第15号)		遺族の現状報告書 (毎年2月1日から末日までに提出) (様式第41号)
障害補償	障害補償年金差額一時金 障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金請求書 (様式第16号) 障害差額特別給付金申請書		
	障害補償年金差額一時金 障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金請求書 (様式第17号) 障害差額特別給付金申請書		
未支給の補償	未支給の補償	未支給の補償請求書 (様式第18号)		
	未支給の福祉事業	未支給の福祉事業申請書 (様式第19号)		
その他の福祉事業	外科後処置 アフターケア	福祉事業〔外科後処置アフターケア〕申請書 (様式第42号)		
	リハビリテーション 補装具	福祉事業〔リハビリテーション補装具〕申請書 (様式第43号) 福祉事業〔補装具〕申請書 (様式第44号)		
奨学援護	在宅介護を行う 介護人の派遣	福祉事業〔在宅介護を行う介護人の派遣〕申請書 (様式第46号)		
	奨学援護金	福祉事業〔奨学援護金〕申請書 (様式第47号)		奨学援護金の支給に係る現状報告書 (毎年4月1日から末日までに提出) (様式第52号)
就労保育	就労保育援護金	福祉事業〔就労保育援護金〕申請書 (様式第48号)		就労保育援護金の支給に係る現状報告書 (毎年4月1日から末日までに提出) (様式第53号)
	長期家族介護者 援護金	福祉事業〔長期家族介護者援護金〕申請書 (様式第49号の2)		
旅行費	旅行費	福祉事業〔旅行費〕申請書 (様式第50号)		

(注) 傷病補償年金は、被災職員からの補償の請求に基づかず、基金が職権でその支給決定を行う。

2 **16種区分**（公務災害認定請求書裏面「5」の [ ] に記入・P69参照）

**1 医師・歯科医師**

医師又は歯科医師の資格を有し、現にそれぞれの業務に従事している者をいう。

**2 看護師**

看護師、准看護師の資格を有し、現にそれぞれの業務に従事している者をいう。

**3 保健師・助産師**

保健師又は助産師の資格を有し、現にそれぞれの業務に従事している者をいう。

**4 その他の医療技術者**

薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，衛生検査技師，理学療法士，作業療法士，視能訓練士，歯科衛生士，歯科技工士，言語聴覚士，義肢装具士，救命救急士，精神保健福祉士等の資格を有する者又は診療放射線技師，臨床検査技師，衛生検査技師以外の病理細菌技術職員，理学療法士以外の理学療法技術職員，作業療法士以外の作業療法技術職員，視能訓練士以外の視能技術職員若しくはあん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師で、現にそれぞれの業務に従事している者をいう。

なお、無資格の看護助手は、「16 その他の職種」として取り扱う。

**5 保育士・寄宿舍指導員等**

①保育士試験に合格した者等で、児童福祉施設において児童の保育に従事する者、②保育士の資格等を有する者で、児童自立支援施設に勤務する者、③社会福祉施設又は特別支援学校に勤務する寄宿舍指導員等をいう。

**6 船員**

船員法第1条に規定する船員のほか、同条第2項各号に規定する船舶に乗り込む船員をいう。

**7 土木技師・農林水産技師・建築技師**

土木，農業，林業，水産業，建築に関する事務に従事する技術職員のうち、技師として任用されるものをいう。

**8 調理員**

給食調理員のほか、社会福祉施設，病院等の調理員を含む。

**9 運転手・車掌等**

現に運転業務，車掌業務に従事している者をいう。

**10 義務教育学校教員**

学校教員統計調査規則第3条に定義するもののうち、義務教育学校に勤務している職員をいう。具体的には、学校の長，副学長，学部長，教授，准教授，助教，助手，講師，副校長（副園長を含む），教頭，主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。），指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭及び実習教諭及び実習助手並びに専修学校及び各種学校の教員が含まれる。

**11 義務教育学校以外の教員**

上記「義務教育学校教員」以外の大学，高等学校，幼稚園等に勤務する教員。

**12 その他の教育公務員**

教育公務員特例法第2条に定義するものをいう。（教員及び社会教育主事，教育委員会事務局の一般的な事務職員，学校事務員，教育長等は除く。）

**13 警察官**

警察法第56条第2項に規定する地方警察職員のうち、警察官である常勤の職員をいう。

なお、道路交通法第114条の4に規定する交通巡視員は、「16その他の職種」として取り扱う。

**14 消防吏員**

常勤の消防団員を含む。

**15 清掃業務員**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項の一般廃棄物の収集，運搬，処理に関するものに従事する職員（清掃事業の現場の職員に限る。）をいう。したがって、例えば、処理施設のオペレーターはこれに該当するが、会計事務，計量事務を本務とする職員及び庁舎内等の清掃職員は、これに該当しない。

**16 その他の職種**

1～15に掲げる職種に該当する職員以外の職員をいう。

### 3 心・血管疾患及び脳血管疾患の公務起因性判断のための調査事項

#### 心・血管疾患及び脳血管疾患の公務起因性判断のための調査事項

##### 1 一般的事項

- (1) 被災職員の氏名，性別，生年月日及び発症時の年齢
- (2) 所属名，職名，職種
- (3) 所属の組織図又は機構図（別添No. のとおり）
- (4) 被災時の所属の人員配置及び上司，同僚，部下等の病休，欠員等の状況（別添No. のとおり）
- (5) 人事記録（別添No. のとおり）
- (6) 勤務形態

ア 勤務時間，休憩時間及び休息時間

イ 週所定勤務時間数

ウ 交替制勤務の内容

交替制勤務の場合は，シフトごとの勤務時間，休憩時間及び仮眠時間帯等（勤務割表及び仮眠時間割当表等は，別添No. のとおり）

- (7) 被災職員の所属する組織全体の業務及び分担状況（別添No. のとおり）

##### 2 災害発生の状況

- (1) 災害発生の概況（発生日時，疾病名，場所及び療養状況等）
- (2) 災害発生現場の見取図及び写真（別添No. のとおり）
- (3) 異常な出来事・突発的事態

ア 重大な犯罪，異常な自然現象，火災等異常な状態に遭遇したことの有無及びその詳細（消防署，気象官署等の証明，目撃者の証言等は，別添No. のとおり）

イ 日常は肉体的労働を行わない職員が特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事したことの有無及びその詳細（別添No. のとおり）

ウ 暴風，豪雪，猛暑等異常な気象条件下で職務に従事したことの有無及びその詳細（気象官署等の証明は，別添No. のとおり）

エ 極度の緊張，興奮，恐怖，驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態に遭遇したことの有無及びその詳細（別添No. のとおり）

オ 急激で著しい肉体的負荷を強いられる事態又は急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事したことの有無及びその詳細（別添No. のとおり）

### 3 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等

#### (1) 通常の日常の職務内容

これは、公務過重性の評価に当たり基準となるものなので、職務内容・遂行状況等（業務・作業内容等を含む。）についても、具体的、かつ、詳細に調査してください。（別添No. のとおり）

#### (2) 発症前の職務内容（通常の日常の職務内容との相違の有無及び比較を含む。）

ア 発症前日から発症当日までの職務内容

イ 発症前1週間の職務内容

ウ 発症前1か月間の職務内容

エ 発症前概ね半年間程度の職務内容

#### (3) 発症前日から直前までの勤務状況及び発症状況の詳細

発症に最も密接な関連を有する業務は、発症直前から前日までの間の業務であるので、職務内容、業務量、作業環境、身体の状態、就業中以外の状況及び異常な出来事・突発的事態に遭遇している場合にあっては、その状況を発症するまで時間を追って詳細に調査してください。

（別添No. のとおり）

#### (4) 発症当日から遡り過重な職務が続いていると認められる時点までの職務従事状況及び生活状況の詳細

以下の事項に留意して、別添2の別紙1「発症前1か月間の職務従事状況・生活状況調査票」及び別紙2「発症前1か月を超える期間の職務従事状況・生活状況調査票」に記入してください。

その際、過重な職務が連続していると認められる時点まで1日ごとに遡り、時系列的に正規の勤務時間内の職務従事状況、時間外勤務の状況及びその後の生活状況を記入してください。

また、必ずそれぞれの事項を証明できる資料を添付してください。

ア 出勤時刻

イ 職務従事状況

(ア) 交替制勤務職員の深夜勤務中の出勤状況、仮眠時間帯及び仮眠時間の減少等の状況（業務日誌等の各種管理簿等は、別添No. のとおり）

(イ) 著しい騒音、寒暖差、寒冷、暑熱等の勤務環境の状況（出張命令簿等の各種管理簿等は、

別添No. のとおり)

(ウ) 勤務時間が不規則な職務への従事状況（緊急呼出の状況，連続勤務の状況，勤務間インターバルの状況，拘束時間の状況，予定された業務日程・内容の変更の頻度・程度，事前の通知状況及び予測の度合い，休憩・仮眠施設の状況等を証明する各種管理簿等は，別添No. のとおり)

(エ) 頻回出張，時差を伴う出張等の勤務公署外における移動を伴う職務への従事状況（出張命令簿等の各種管理簿は，別添No. のとおり)

(オ) 精神的又は肉体的負荷を伴う職務への従事状況。なお，調査に当たっては，「「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」（平成24年3月16日地基補第62号）の別表「業務負荷の分析表」の出来事例，業務例も参考にすること。（関係者の証言，警察署・消防署・気象官署等の証明，業務日誌等の各種管理簿は，別添No. のとおり)

ウ 休憩・休息时间

エ 退勤時刻（時間外勤務命令簿等の各種管理簿，関係者の証言，日記又はメモ等は，別添No. のとおり)

オ 帰宅時刻

カ 就寝までの生活状況

キ 就寝時刻

ク 休日等の生活状況

ケ 時間外勤務等の状況

時間外勤務等の状況については，時間外勤務命令簿，時間外勤務報告書等により確認しますが，時間外勤務等を記録しない職員等については，退庁記録，上司，同僚，部下等の証言，現認書等の資料により，時間外勤務等の実績を明確に確認してください。（時間外勤務命令簿等の各種管理簿，関係者の証言，日記又はメモ等は，別添No. のとおり)

(ア) 時間外勤務の職務内容及び時間数

(イ) 勤務を要しない日の勤務の職務内容及び時間数

コ 自宅等で行ったとする場合の作業の状況

自宅等での作業については，当該作業の内容，時間数及び根拠を調査してください。その際，自宅等で作業せざるを得ない事情（緊急性，必要性等）及び具体的な成果物について確認してください。（自宅等での作業の内容・時間数及び根拠，自宅等で作業せざるを得なかった理由書，論文リスト・報告書等は，別添No. のとおり)

サ 宿日直勤務の状況

シ 休暇等の取得状況（出勤簿、休暇簿等は、別添No. のとおり）

（ア）年次有給休暇

（イ）特別休暇等

（ウ）病気休暇

（エ）欠勤

（オ）その他、休職、職務専念義務の免除

(5) 通勤の経路、方法、時間等（通勤届は、別添No. のとおり）

#### 4 被災職員の身体状況に関する事項

(1) 健康診断結果

ア 定期健康診断（過去5年間）の記録の写し、指導区分及び事後措置の内容（別添No. のとおり）

イ 人間ドック（過去5年間）の診断結果の写し（別添No. のとおり）

(2) 心・血管疾患及び脳血管疾患に係る既往歴

ア 疾病名

イ 医療機関名

ウ 治療状況

(3) 心・血管疾患及び脳血管疾患に係る素因・基礎疾患の状況

ア 主治医の所見（別添No. のとおり）

イ 医学的資料（別添No. のとおり）

（ア）診断書

（イ）診療録又は診療要約

（ウ）血圧検査、脈波伝播速度検査、血液生化学検査等諸臨床検査、心電図検査、超音波検査、  
X線写真、心血管・冠動脈造影、CT、MRI、シンチグラフィ等画像検査等

(4) 祖父母、両親、兄弟等の家族の健康状況等（別添No. のとおり）

(5) 発症前の趣味、し好等の状況

ア 趣味、スポーツ等

イ し好品（タバコ、酒等）及びその程度

ウ 薬の服用の状況（高血圧症、動脈硬化症、高脂血症等に係る薬剤名等）

エ 自動車の保有、発症前の運転の状況等

- 5 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細
- 6 発症後の医師の所見等
  - (1) 本件疾病に係る主治医の所見（別添No. のとおり）
  - (2) 本件疾病に係る医学的資料（別添No. のとおり）
    - ア 診断書・意見
    - イ 死亡診断書（死体検案書）・解剖所見
    - ウ 診療録又は診療要約
    - エ 血圧検査，脈波伝播速度検査，血液生化学検査等諸臨床検査，心電図検査，超音波検査，X線写真，心血管・冠動脈造影，CT，MRI，シンチグラフィ等画像検査等
  - (3) 発症後の療養経過
    - 療養内容・期間（入院，通院別），医療機関名，現況
- 7 支部専門医の所見
- 8 その他の事項
  - (1) 発症時の事務室，勤務場所の見取図，写真等及び騒音，照度等の職場環境（別添No. のとおり）
  - (2) 発症日の気象（勤務場所における天候，気温，湿度，風速等）
  - (3) その他認定に際し，必要と思われる事項（別添No. のとおり）



## 4 精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領

### 精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領

#### 第1 調査事項

##### 1 一般的事項

- (1) 被災職員の氏名，性別及び生年月日
- (2) 所属部局及び職名
- (3) 傷病名及び傷病の程度
- (4) 災害発生（精神疾患事案の場合は精神疾患発症，自殺事案の場合は自殺行為による死亡等をいう。以下同じ。）の日及び場所

##### 2 災害発生の状況

##### 3 災害発生前の勤務状況

- (1) 職歴（病気休暇の取得，退職，復職等の経過を含む。）
- (2) 被災職員の所属する組織，人員配置及び事務分掌
- (3) 上司，同僚，部下の病休，欠員等の状況
- (4) 勤務形態
  - ア 勤務時間，休憩時間及び休息時間
  - イ 週所定勤務時間数
  - ウ 交替制勤務の内容（該当する事案のみ）
- (5) 職に割り当てられた所定の業務内容
- (6) 業務負荷の状況
  - ア 請求者の主張
  - イ 上司，同僚及び部下の証言
  - ウ 職場の支援・協力等
- (7) 時間外勤務等（正規の勤務時間における勤務及び時間外勤務命令を受けて行った勤務並びにそれ以外の業務に関する活動（その必要性，内容，時間等が在庁時間のデータや同僚証言等によって確認されたものに限る。）のうち，1週当たり40時間（1日当たり8時間）を超えるもの）の状況
- (8) 休暇（年次有給休暇等）の取得状況
- (9) 通勤の経路，方法，通勤時間等

##### 4 災害発生前の身体・生活状況

- (1) 身長及び体重
- (2) 業務以外の負荷
  - ア 本人自身の出来事（離婚等の家庭問題，事故・事件，けが・病気等）
  - イ 本人の家族の出来事（配偶者等の死亡・けが・病気等）
  - ウ 金銭関係（財産の損失等）
  - エ その他の業務以外の出来事
- (3) 個体側要因

- ア 精神疾患の既往歴
  - イ 社会適応状況における問題
  - ウ アルコール等への依存の有無
  - エ 性格傾向
- 5 その他の事項
- (1) 主治医の診断（自殺事案については死亡診断）
  - (2) 主治医の意見
    - ア 疾患名及びその根拠
    - イ 発症時期及びその根拠
    - ウ 治療期間
    - エ 治療経過及び治療内容
    - オ 素因，基礎疾患及び既往歴の有無
    - カ 治ゆの日時又は今後の治ゆの見込み
  - (3) 被災職員の肉体的・精神的不調和の状況
    - ア 被災職員本人の訴え
    - イ 家族からみて
    - ウ 職場関係者からみて
  - (4) 精神疾患発症後の状況
    - ア 病気休暇の取得状況
    - イ 休職の状況
    - ウ 復職，異動等の状況
  - (5) その他必要な事項

## 第2 留意点及び必要な関係資料

第1に掲げる調査事項について留意点及び原則として必要となる関係資料を次に示すので，これらを参考にして，必要かつ十分な調査を行うこと。

なお，本項において「調査期間」とあるのは，精神疾患発症前の6か月間の期間をいう（なお，自殺事案の調査事項のうち，①業務以外の負荷（第1の4(2)），②個体側要因（第1の4(3)），③主治医の意見（第1の5(2)）については精神疾患発症後自殺までの期間を加えた期間を調査する。ただし，それ以外の調査事項についても，必要に応じ，自殺までの期間を加えた期間を調査することもある）。

また，調査期間については，「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」（平成24年3月16日地基補第62号。以下「実施課長通知」という。）2(1)に留意すること。

### 1 一般的事項

傷病名については，精神疾患事案の場合は発症した精神疾患名，自殺事案の場合は自殺行為による死亡等の原因名（例：一酸化炭素中毒による死亡）を様式2の1に記入する。

災害発生の日（被災日）については，精神疾患事案の場合は精神疾患発症の日，自殺事案の場合は自殺行為による死亡等の日を様式2の1に記入する。

また、精神疾患発症の日は、調査期間の設定に当たって重要になるので、第1の5(2)の主治医の意見及び同(3)の被災職員の肉体的・精神的不調和の状況を参考に、慎重に調査する。

なお、自殺事案における公務災害認定通知の際の「災害発生日」については、「精神疾患発症日」となるため、注意すること。

## 2 災害発生の状況

### (1) 留意点

公務災害認定請求書に記載された内容等を基に、被災職員がどのような状況、経緯で精神疾患を発症したか又は自殺を図ったか等について、様式2の2に概要を記入する。

なお、自殺事案の場合は、自殺の場所・方法を記入する。

### (2) 原則として必要となる関係資料（自殺事案のみ）

ア 災害発生現場の見取図又は写真

イ 解剖所見

ウ 警察署の意見

エ 遺書

オ 遺族の申立書

## 3 災害発生前の勤務状況

### (1) 留意点

ア 職に割り当てられた所定の業務内容の詳細（調査期間において異動があった場合は異動前の職務内容を含む。）

業務内容には、通常の日常の業務のほか、特別に割り当てられた業務（制度の創設、条例の改廃等）を含む。

### イ 業務負荷の状況

(ア) 請求者から提出された資料を基に、調査期間における業務負荷に関する請求者の主張を、時系列に整理する。

その後、必要に応じて所属部局に対して、これに関する上司、同僚及び部下（以下「職場の関係者」という。）の証言を求める。

これらの調査結果及び下記(イ)の支援・協力等の調査結果を様式2（支部作成用）の3(6)に記入する。

(イ) 上記(ア)の過重な業務等に関して、所属部局において、被災職員に対する支援・協力等（仕事のやり方の見直し改善、応援体制の確立、責任の分散等）が行われていた場合は、その時期、具体的な内容も調査する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の調査結果等を基に、調査期間において精神疾患発症の原因とされる業務に関する出来事を洗い出し、実施課長通知別表「業務負荷の分析表」の「出来事例」に当てはめ、当該「出来事例」に対応する「着眼する要素」の各要素に係る事実関係について整理し、様式3（支部作成用）に記入する。当該事実関係が上記(ア)及び(イ)の調査結果等では不明な場合は、必要に応じて、請求者や所属部局等に対して追加の調査をする。

なお、業務負荷の状況の調査については、「業務負荷の分析表」を参考にすること。

ウ 時間外勤務等の状況

- (ア) 時間外勤務等については、調査期間における時間外勤務等の時間数及び業務内容について調査する。

時間外勤務等の時間数については、原則として時間外勤務命令簿や時間外勤務報告書等の時間外勤務命令の根拠となる資料に基づき調査する。

ただし、請求者が、過重な業務として、時間外勤務命令簿等によって確認できる勤務以外にも業務に関する活動を行っていた旨主張する場合等には、請求者に様式4への記入を求める。その場合、所属部局に対して、タイムカード、警備日誌、鍵の受け渡し簿等の在庁時間の根拠となるデータや資料について調査し、さらに、必要に応じて職場の関係者に証言を求める。併せて、必要に応じて所属部局に様式4への記入を求めても差し支えない。

また、時間外勤務等の具体的な業務内容についても様式4で調査する（詳細が不明な場合には、時間外勤務等を行うこととなった背景（例えば、制度の創設、繁忙部署への異動、組織の合理化等による自ら処理すべき業務の増加等）を確認することで可）。

これらの調査の結果に基づき、時間外勤務時間等の状況を様式2（所属作成用）の3(6)ア（様式2（支部作成用）の3(7)ア）に記入する。

- (イ) 請求者が、自宅等で作業を行っていた旨主張する場合は、作業内容、作業時間数、作業の必要性及び具体的成果物について調査する。

これらの調査の結果、自宅等で作業をせざるを得ない諸事情が客観的に証明された場合については、具体的成果物の合理的評価に基づき算出される時間数を、様式2（所属作成用）の3(6)イ（様式2（支部作成用）の3(7)イ）に記入する。

(2) 原則として必要となる関係資料

- ア 別紙1 災害発生前1か月間の勤務状況調査票
- イ 別紙2 災害発生前6か月間の勤務状況調査票
- ウ 所属部局の組織図（機構図）及び事務分掌表
- エ 被災職員の職務歴（人事記録等）
- オ 時間外勤務命令簿、時間外勤務報告書
- カ 在庁時間を確認できるデータや資料（タイムカード、警備日誌、鍵の受け渡し簿等）（上記オを上回る時間外勤務等を行っていたとの主張がある場合等）
- キ 自宅等での作業の成果物（自宅等で作業をしていたとの主張がある場合）
- ク 出勤簿
- ケ 休暇簿
- コ 通勤届

#### 4 災害発生前の身体・生活状況

##### (1) 留意点

###### ア 業務以外の負荷

業務以外の負荷については、請求者に対して調査する。

###### イ 個体側要因

個体側要因については、請求者及び所属部局に対して調査する。

また、既往歴の確認のため、共済組合等に対して診療報酬明細書の提出を求める。

##### (2) 原則として必要となる関係資料

###### ア 既往の精神疾患に係る主治医の診断書、診療録等（既往歴が確認された場合）

###### イ 診療報酬明細書

###### ウ 定期健康診断（5年間）の記録の写し、指導区分及び事後措置の内容

###### エ 人間ドック（5年間）の診断結果の写し

#### 5 その他の事項

##### (1) 留意点

###### ア 主治医の意見

精神疾患発症後、相当期間治療を継続している場合（特に治療を受けながら通常の勤務を行っている場合）、その過程で治ゆ（症状固定を含む。以下同じ。）している可能性も考えられることから、主治医等に対して必要に応じ災害補償制度における治ゆの考え方を示しつつ、治ゆについて調査する。

なお、治ゆ及び治ゆ後再び精神疾患を発症した場合の考え方については、「精神疾患等の公務災害の認定について」（平成24年3月16日地基補第61号）第5を参考にすること。

###### イ 被災職員の肉体的・精神的不調和の状況

被災職員及び家族に対して、肉体的・精神的不調和の内容及びそれが始まった時期について調査する。

なお、自殺事案の場合は、遺族及び職場関係者に対して調査する。

###### ウ その他必要な事項

上記のほか、健康診断や上司・産業医との面接などにおいて請求に係る疾病に係る愁訴が確認される場合の関係資料など、事案に応じて適宜必要な事項を調査すること。

##### (2) 原則として必要となる関係資料

主治医の診断書、診療録（カルテ）等

別表 業務負荷の分析表

業務負荷の類型	出来事例	過重な負荷となる可能性のある業務例	着眼する要素
<p>1 異常な出来事への遭遇</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務上で重大な疾病や大きなけがをした</li> <li>・職場で悲惨な事故や災害の体験（目撃）をした</li> <li>・職場での事故で障害が残った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神的に錯乱した患者から暴行を受け負傷した場合</li> <li>○児童・生徒から激しい暴行を受け負傷した場合</li> <li>○乗客から激しい暴行を受け負傷した場合</li> <li>○住民から激しい暴行を受け負傷した場合</li> <li>○住民から激しい脅迫を受けた場合</li> <li>○事故により、人体に極めて危険なウイルスに感染し、かつ治療が非常に困難である場合</li> <li>○児童・生徒の悲惨な事故死に遭遇した場合</li> <li>○患者の事故死に直接関与した場合</li> <li>○救助活動の際に、悲惨な現場に遭遇した場合</li> <li>○乗っていた船が沈没するなど、大規模な事故に遭遇した場合</li> <li>○転落事故等に遭い、負傷した場合</li> <li>○大型の災害に伴う二次災害回避のための対応を行う必要が生じた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出来事の異常性の度</li> <li>・通常想定される範囲を超えるか否か</li> <li>・暴行等の程度、暴行等を受けた時の状況、時間的な長さ、相手の精神状況、相手との体格の違い</li> <li>・事故・災害の内容、事故・災害に遭った時の状況、被害の程度</li> <li>○本人の驚愕、恐怖、混乱の度</li> <li>・出来事に見合う程度か否か（本人の驚愕等が、暴行等又は事故・災害の内容等に見合った程度のものかどうかを含む）</li> </ul>
<p>2 仕事の質・量 (1)仕事の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の創設等に携わった</li> <li>・重大事故、大規模災害の調査、復旧作業に従事した</li> <li>・困難な対外折衝等を行った</li> <li>・社会問題化した事態に対応した</li> <li>・住民生活に直接影響を与える業務に従事した</li> <li>・住民の生命に直接関わる業務に従事した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新制度の創設、大規模な行事・イベント等の開催準備・運営などのため一定期間昼夜の別なく集中的に携わった場合</li> <li>○その成否が住民生活等に大きな影響を及ぼす対外的な折衝に責任者として対応し精神的緊張を強いられた場合</li> <li>○立場の異なる国の機関、他の地方公共団体及び関係団体等との間に立って一定の方向性を出すための説得、調整の作業に従事した場合</li> <li>○高度な調査技術が必要とされる違法行為の摘発などの業務に従事し、関係者と軋轢を生じる厳しい対応のあった場合</li> <li>○大型公共事業プロジェクトの執行に関し、利害の異なる関係者間の調整が難航するなど困難な事態に直面することとなった場合</li> <li>○住民の生命財産等に関わる業務の処理のため、限られた期間内に、大量の作業を行わなければならない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の難易度</li> <li>・新制度の創設、事故への対応等日常的でない出来事の有無</li> <li>・職場で同様の業務を行っている職員の業務の質との比較</li> <li>・業務の要求水準と本人の処理能力・業務経験とのギャップ</li> <li>○処理期限の有無</li> <li>・処理期限があることに伴う作業の密度</li> <li>・期限に間に合わない場合の影響</li> <li>○責任の軽重</li> <li>・業務の執行体制（集団体制、専任制の別）</li> <li>・仕事の成否の重大性</li> <li>○精神的緊張の大小</li> <li>・緊張の程度、持続期間</li> <li>○裁量性の有無</li> <li>・他律的な業務か否か</li> </ul>
<p>(2)仕事の量 (勤務時間の長さ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急的な業務のため、休日勤務や深夜勤務を含む長時間勤務を行った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故、災害への対応等行政上の必要から、集中的な対応を求められる業務のため、長時間勤務が続き、生理的に必要な最小限度の睡眠時間が確保できなかった場合</li> <li>○条例案等の作成、対外折衝等の対応が長丁場となり、密度の濃い時間外勤務、深夜勤務、休日出勤が続き、長期にわたり、蓄積した疲労の回復ができなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○勤務時間数</li> <li>・災害発生前6か月間の時間外勤務、休日勤務、深夜勤務の時間数</li> <li>○業務量の相対的比較</li> <li>・職場で同様の業務を行っている職員の処理量との比較</li> <li>○睡眠・休息時間の確保</li> <li>・心身の疲労の蓄積をさせない程</li> </ul>

業務負荷の類型	出来事例	過重な負荷となる可能性のある業務例	着眼する要素
		○補正予算の成立に伴う事業執行計画の急な変更に伴い、作業工程の変更、必要なデータ収集その他の膨大な作業が一時期に集中した場合	度の睡眠・休息がとれているか否か ・勤務間インターバルの状況
(3)勤務形態	・長期間にわたり宿泊を伴う出張に従事した ・休日や勤務時間外に緊急の呼び出しを受けた	○住民の生命財産等に関わる救急・消防業務等のため、勤務時間外においても不規則的に対応を求められることが相当の頻度であった場合	○勤務の体制 ・交替制、変則勤務の状況 ○勤務の不規則性の有無 ・深夜勤務、宿日直勤務の有無と回数、正規の勤務時間外の緊急対応の有無
3 役割・地位等の変化 (1)異動	・繁忙部署に異動した ・専門知識を必要とする業務に未経験者として従事した ・初めての勤務地に単身で赴任し、生活環境が大きく変わった	○行政事務のシステム化に関する不慣れなコンピュータ業務に異動し、頻発するトラブルへの対応に迫られた場合 ○配属先で重責を担いながら、業務知識・経験の乏しさから期待された役割が果たせず厳しい状況に置かれた場合 ○異動時に繁忙期であったため、業務知識の習得を行う時間が確保できないまま、日々の差し迫った対応を求められる場合 ○これまで経験したことのないような高度な企画、立案業務又は予算、事業のとりまとめ調整業務に従事することとなった場合	○職務内容の変化の度 ・職場の一般的な異動か抜擢人事か ・異動前の業務と比較して、職務内容の困難性、業務量が增大したか ・現業部門から予算業務の統括部門、企画・立案部門への異動等 ○職務の困難性と適応能力、経験と仕事のギャップ ・異動先業務の困難度と本人の能力・経験等との比較 ○勤務環境・生活環境等の変化の度 ・転居・単身赴任の有無
(2)昇任	・責任ある地位に就いたが職責を果たせなかった	○初めて管理職になり、業務・人事管理の責任に加え、困難な懸案事項の処理を期待された場合 ○専門技術的な業務に従事する職員が、昇進等に伴い、新規事業の予算要求、組織改編など不慣れな組織マネジメントの困難な業務に従事することとなった場合	○業務困難性の変化の度 ・昇任後の業務の困難度と本人の能力・経験等との比較 ○責任の変化の度 ・職場の一般的な異動か抜擢人事か ・昇任後の地位・役割の重要度
4 業務の執行体制	・組織の合理化等により部下が減り、業務が繁忙になった ・業務を一任されて一定の成果を要求された ・業務の過重を訴えたが、配慮されなかった	○上司等の繁忙又は特定の専門知識を要する事情のため、業務の悩みを相談できず、困難な事態を打開できない状態が続いた場合 ○仕事の要求水準に処理能力が達せず、適応性、能力等に無理のある状況で、当局が配慮や軽減措置を講じなかった場合 ○新任者でありながら業務経験を有している者と同様の対応を求められ、厳しい指導や注意を受ける反面、フォローが十分でなかった場合	○仕事の要求水準が一般的に求められる処理能力を超えた過大なものかどうか ○本人に特に負担のかかる事情の有無 ・スタッフの大幅な異動 ・組織の合理化に伴う定員の削減 ・併任体制による本人の業務負担 ○業務上の課題等の相談・サポート体制 ・業務上の悩みを周囲の業務繁忙、専門分野の違い等で一人で抱え込むなどの事情の有無 ○過重な業務負担を抱えた職員の状況に対する当局の認識の有無 ○本人の訴えに対する当局の対応 ・仕事のやり方の見直し ・応援体制の確立等の措置や配慮の有無

業務負荷の類型	出来事例	過重な負荷となる可能性のある業務例	着眼する要素
5 仕事の失敗・責任問題の発生・対処 (1)仕事の失敗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に支障を生じさせる失敗をした</li> <li>・失敗の責任を厳しく問われた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会的な関心を持たれる案件の処理で対応を誤り、行政に対する住民の信頼を低下させた場合</li> <li>○繁忙業務を任せた部下職員が自殺したため、管理監督責任を問われた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○失敗の程度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的なものか否か、問題化するような大きなミスか否か</li> </ul> </li> <li>○失敗への本人の関与の程度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・失敗の原因</li> <li>・本人の過失の程度</li> </ul> </li> <li>○問責等の有無 <ul style="list-style-type: none"> <li>・叱責、懲戒処分等、責任をどのように問われたか</li> </ul> </li> <li>○損害の発生と程度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務への支障の有無</li> <li>・対外的影響</li> <li>・フォローの余地</li> </ul> </li> </ul>
(2)不祥事の発生と対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政上の不手際が発覚し、責任を追究された</li> <li>・責任者として事態の収拾に当たった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大きな不祥事が発覚し、社会的な批判を受ける中、責任者として事後的な対応に追われた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事態の重大性の程度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的影響の有無</li> <li>・業務支障の有無</li> </ul> </li> <li>○本人の立場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対外的に責任者としての対応を求められるか否か</li> </ul> </li> <li>○事態の収拾等の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者への謝罪</li> <li>・捜査機関への対応等</li> </ul> </li> </ul>
6 対人関係等の職場環境 (1)パワーハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上司等から身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた</li> <li>※ 性的指向・性自認に関するものを含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上司等から治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた場合</li> <li>○上司等から暴行等の身体的攻撃を執拗に受けた場合</li> <li>○上司等による次のような精神的攻撃が執拗に行われた場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない又は業務の目的お大きく逸脱した精神的攻撃</li> <li>・必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の職員の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃</li> </ul> </li> <li>○上司等から身体的攻撃、精神的攻撃等を受けた場合であった、当局に相談したものの適切な対応がなく、改善されなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パワーハラスメントの状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災職員と行為者との職務上の関係</li> <li>・指導・叱責等の言動に至る経緯や状況</li> <li>・身体的攻撃、精神的攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害等の有無、内容・程度等、反復・継続など執拗性の状況</li> <li>・勤務環境を害する程度</li> <li>・当局の対応の有無・内容、その後の改善状況</li> </ul> </li> </ul>
(2)職場でのトラブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同僚等からひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた</li> <li>※ 性的指向・性自認に関するものを含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同僚等から人格や人間性を否定するような言動を執拗に受けた場合</li> <li>○同僚等から治療を要する程度の暴行等を受けた場合</li> <li>○同僚等から暴行等を執拗に受けた場合</li> <li>○同僚等から嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた場合であって、当局に相談したものの適切な対応がなく、改善されなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場での嫌がらせ等の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災職員と行為者との職務上の関係</li> <li>・嫌がらせ等の有無、内容・程度等、反復・継続など執拗性の状況</li> <li>・当局の対応の有無・内容、その後の改善状況</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上司、同僚又は部下との間でトラブルがあった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような激しい対立が上司等との間に生じ、その後の業務に大きな支障を来した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場でのトラブルの状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災職員と行為者との職務上の関係</li> <li>・トラブルの原因、内容・程度等、継続状況</li> <li>・トラブル後の業務への支障</li> <li>・当局の対応の有無・内容、その後の改善状況</li> </ul> </li> </ul>



業務負荷の類型	出来事例	過重な負荷となる可能性のある業務例	着眼する要素
(3)セクシュアルハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアルハラスメントを受けた</li> <li>※ 性的指向・性自認に関するものを含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上司等から執拗にセクシュアルハラスメントを受け、止めるように頼んでも無視される状態が一定期間続いた場合</li> <li>○セクシュアルハラスメントを受けた場合であった、当局に相談したものの適切な対応がなく、改善されなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セクシュアルハラスメントの状況</li> <li>・セクシュアルハラスメントの有無、内容・程度等、継続状況</li> <li>・セクシュアルハラスメントによる業務への支障</li> <li>・職場の人間関係への影響等</li> <li>・当局の対応の有無・内容、その後の改善状況</li> </ul>
7 住民等との公務上での関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務に関連し、住民からひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた</li> <li>・保護者からひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた</li> <li>・児童・生徒との間でトラブルがあった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民から人格や人間性を否定するような嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた場合</li> <li>○保護者から人格や人間性を否定するような嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた場合</li> <li>○周囲のサポートが不十分な中、問題のある生徒の行動の改善や困難なクラス運営への対応に当たらなければならなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民等とのトラブルの状況</li> <li>・トラブル等の有無、その程度・内容（住民・保護者等の言動及び学級運営の困難さ等の程度・内容を含む）、継続期間</li> <li>・周囲の反応</li> <li>・当局の対応</li> </ul>

(注)「業務負荷の分析表」は、次のとおり活用する。

- 1 出来事のはじめ  
(1) 公務災害認定請求書等において被災職員又は遺族(以下「請求者」という。)が主張する過重な業務や人間関係のトラブル等の出来事を洗い出し、それを「業務負荷の類型」ごとの「出来事例」に当てはめる。  
公務災害認定請求書等において「出来事例」にあるような出来事が見当たらない場合は、「業務負荷の分析表」における類似の「出来事例」や「過重な負荷となる可能性のある業務例」を参考に、請求者の主張する出来事がどの「出来事例」に近いか類推して当てはめる。  
(2) 出来事が複数ある場合には、次のとおり「出来事例」に当てはめる。  
ア 一つの出来事が他の出来事に関連している場合には、原則的に最初の出来事を当てはめる  
イ 一つの出来事が他の出来事に関連していない場合には、それぞれの出来事を別々に「出来事例」に当てはめる。
- 2 過重性の検討  
(1) 上記1で出来事を「出来事例」に当てはめた後、当てはめた「出来事例」の属する「業務負荷の類型」に対応する「着眼する要素」の各要素の事実関係を参考に多面的に分析し、出来事の過重性を検討する。  
特に、制度の創設、事故への緊急的な対応などの業務に従事した場合には、日常的に慣れた負荷とは異なる、過重な負荷を受けた可能性があるため、慎重に検討する。  
(2) 出来事が複数ある場合には、「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について(平成24年3月16日地基補第62号)の本文2(2)イ(ア)の出来事が複数存在する場合の取扱い(それらの出来事との関連性、時間的な近接の程度、数及び各出来事の内容(負荷の強弱)を総合的に判断すること)により、過重性を検討し、総合して判断する。
- 3 時間外勤務等の取扱い  
時間外勤務等はその原因となった出来事(例えば、制度の創設等に携わったこと、繁忙部署に異動したこと)等と総合して評価するので、原則的に同表の「出来事例」に当てはめない。ただし、過重な時間外勤務等を行った場合には、他の出来事の有無にかかわらず、それ自体で過度の業務による強い負荷と認められることがあるため、そのような場合には、時間外勤務等を「2 仕事の質・量(2) 仕事の量(勤務時間の長さ)」の「緊急的な業務のため、休日勤務や深夜勤務を含む長時間勤務を行った」に当てはめて、対応する「着眼する要素」及び勤務密度等を参考に、時間外勤務等自体の過重性を検討する。
- 4 留意点  
(1) 「過重な負荷となる可能性のある業務例」は、過去に公務上の災害と認定した事例等を参考にまとめたものであり、これらの業務例と同種又は類似の事例が直ちに公務上の災害と認められるものではない。すなわち、これらの業務例と同種又は類似の事例を含め、公務災害認定請求書が公務上の災害と認められるかどうかは、「着眼する要素」を参考に分析し、かつ、医学経歴を照らした上で、あくまで個別事例ごとに判断する(当該同種又は類似の事例以外の事例も同様に判断する)。  
(2) 職場の支援・協力等は、業務による負荷を緩和させる上で重要な役割を果たすと考えられるので、仕事のやり方の見直し改善、応援体制の確立、責任の分散等上司、同僚等による必要な支援、協力がなされていたか等について検討する(「業務負荷の分析表」においては、対応する「着眼する要素」欄に職場の支援・協力等に関する事項が明記されている「業務負荷の類型」もあるが(例:「業務負荷の類型」の「4 業務の執行体制」に対応する「着眼する要素」中「業務上の課題等の相談・サポート体制」)、それら以外の「業務負荷の類型」についても、必要に応じ、職場の支援・協力等の状況について、検討する)。  
(3) 「6 対人関係等の職場環境(1)パワーハラスメント」の「出来事例」における「上司等」には、職務上の地位が上位の者のほか、同僚又は部下であっても、業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、その者の協力が得られなければ業務の円滑な遂行を行うことが困難な場合、同僚または部下からの集団による行為でこれに抵抗又は拒絶することが困難である場合における同僚又は部下を含む。

- (4) 「6 対人関係等の職場環境」の「(1)パワーハラスメント」及び「(2)職場でのトラブル」において、「着眼する要素」として挙げている「反復・継続など執拗性の状況」については、ある行動がどの程度繰り返されているかといった状況のみならず、一度限りの言動である場合も含め、それがどの程度の長さの時間に及んでいるか、どの程度の悪質性を有するかといった状況も含む趣旨である。
- (5) 「6 対人関係等の職場環境(3)セクシュアルハラスメント」の「出来事例」へのあてはめに当たっては、特に次の事項に留意する。
- ア セクシュアルハラスメントを受けた者（以下「被害者」という。）は、勤務を継続したいとか、セクシュアルハラスメントを行った者（以下「行為者」という。）からのセクシュアルハラスメントの被害をできるだけ軽くしたいとの心理などから、やむを得ず行為者に迎合するようなメール等を送ることや、行為者の誘いを受け入れることがあるが、これらの事実はセクシュアルハラスメントを受けたことを単純に否定する理由にはならないこと。
- イ 被害者は、被害を受けてからすぐに相談行動をとらないことがあるが、この事実は精神的負荷が弱いと単純に判断する理由にはならないこと。
- ウ 被害者は、医療機関でもセクシュアルハラスメントを受けたということや、初診時にセクシュアルハラスメントの事実を申し立てていないことは精神的負荷が弱いと単純に判断する理由にはならないこと。
- エ 行為者が上司であり被害者が部下である場合等、行為者が職務上被害者に対して優越的な立場にある事実は精神的負荷を強める要素となり得ること。

## 5 示談書の作成

(参考)

### 1 示談書とは

示談とは、一般的に、加害者が被害者に対して損害賠償として一定額の支払を約し、被害者側はその一定額の支払を受けることで満足し、それ以上の賠償については、以後加害者に一切請求しないという当事者間の合意のことであり、いわゆる「和解」(民法第695条)に当たるものである。示談は、双方の口頭によるものでも有効であるが、後日の紛争を防ぐためにも書面(示談書)の作成が必要である。

原則として、示談は一旦締結されると示談の当事者の双方を拘束するため、示談を締結して損害賠償請求権を放棄してしまうと、放棄した部分については一切加害者に請求することができない。

なお、示談書には、相手方が不履行の時、直ちに強制執行できる効果がないので、分割払いなどの場合には、簡易裁判所で即決和解調書にするか、公証人役場で公正証書にしておけば万全である。

### 2 記載事項

示談書には少なくとも次の事項は必ず入れておくべきである。示談内容については、最低限、賠償金額及び放棄条項(今後一切の請求をしない旨の表示)が記載される。

- ① 当事者の住所・氏名
- ② 事故発生の日時・場所
- ③ 加害車両番号(加害車両がいる場合)
- ④ 事故及び被害の概況
- ⑤ 示談内容
- ⑥ 作成年月日

### 3 示談書作成に際しての注意事項

- (1) みだりに請求権を放棄しないように留意すること。

相手に賠償資力があるにもかかわらず、例えば「治療費は基金から補償を受けるのでいりません。」とか、損害が多額であるのに「自賠責保険の範囲内だけで結構です。」というような示談は決して行わないこと。

- (2) 総額示談とせず、損害項目ごとに金額を明示すること。
- (3) 後遺症・再発の項も記載するようにすること。
- (4) 補償先行の場合は、その補償部分については基金に請求権があることを明示(相手方は基金の求償に応じる旨を記載)すること。
- (5) 示談の際には、事前に基金支部に必ず連絡すること。
- (6) 示談を締結した場合は、示談書の写しを1部、基金支部に提出すること。
- (7) 示談金の受領は、できれば示談書と引換えに行うこと。

示談書例

示 談 書

1 当事者の住所・氏名

- 甲（被 害 者）
- 乙（加 害 者）
- 丙（車両保有者）

2 当該事故

発生日時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃  
発生場所 市・郡 町 番地 号先路上  
車両番号 (甲) (乙)  
過失割合 (甲): % (乙): %  
事故状況 上記日時場所において

障害の部位, 程度

3 示談条件

本件交通事故による損害について, 当事者双方は協議の結果, 下記の条件をもって一切円満に解決することを約した。

(1) 甲に対し, 乙及び丙は連帯して本件交通事故の損害賠償として総額金 円の支払義務のあることを認め, 既支払額金 円を除く残額金 円を支払い, 甲はこれを受領した。

(2) 上記損害賠償金の内訳は, 次のとおりである。

- ① 療 養 費 金 円
- ② 休 業 損 害 金 円
- ③ 慰 謝 料 金 円
- ④ 障 害 補 償 金 円

(3) 甲に係る治療費につき, 地方公務員災害補償金から乙又は丙に対して求償があったときは, 乙又は丙は無条件にこれに応ずる。

(4) 本件事故に起因して, 将来, 甲に後遺症が出た場合, 自賠償の基準に従い, 別途協議する。

(5) 将来, 甲が再発した場合, 医師の診断により, 明らかに当該事故を原因とする再発である場合は, 乙及び丙において一切責任をもつ。

また, 医師の診断によっても, その再発が当該事故によるものであることが判然としない場合は, 双方協議の上, 誠意をもってその解決に当る。

(6) 上記以外, 甲乙間及び甲丙間には, 前条項に記載するほか, 本件交通事故に関し, 他に一切債権債務のないことを互いに確認する。

令和 年 月 日

- 甲（被 害 者）
- 乙（加 害 者）
- 丙（車両保有者）

示談書例（学校事故の例）

示 談 書

事故当事者 甲	住所 氏名									
事故当事者 乙	住所 氏名									
事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分									
事故発生場所	都・道 市・区 府・県 町・村 ○○立○○中学校内									
事故原因・内容										
示 談 内 容	<p>1. 甲及び甲の親権者は、乙に対し損害賠償として総額 万円の支払義務があることを認め、示談締結後2週間以内に乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。</p> <p>2. 上記損害賠償額の内容は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 治療関係費</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(2) 休業損害</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3) 慰謝料</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>3. 本件事故に起因して、将来乙に後遺障害が発生又は再発した場合には、前項にかかわらず別途協議するものとする。</p>	(1) 治療関係費	金	円	(2) 休業損害	金	円	(3) 慰謝料	金	円
(1) 治療関係費	金	円								
(2) 休業損害	金	円								
(3) 慰謝料	金	円								

双方協議の結果、上記のとおり示談が成立しました。今後本件に関してはいかなる事情が発生しても裁判上、裁判外を問わず一切異議の申立て、請求を行わないことを誓約します。

令和 年 月 日

示談当事者 甲（加害者本人） 住所  
氏名  
（親 権 者） 住所  
氏名  
示談当事者 乙（被 害 者） 住所  
氏名

示談書例（賠償先行によって任意保険会社と示談した場合の例（示談書に代わる書類））

事故解決に関する承諾書（免責証書）

令和 年 月 日

当事者（甲） \_\_\_\_\_ 殿  
 運転者 \_\_\_\_\_

当事者（乙） 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

私（乙）は、下記事故により生じた人身損害につき、〇〇〇〇保険株式会社より下記金額を受領することにより、甲その他すべての賠償義務者に対する損害賠償請求権（甲の保険契約にかかわる免責金額部分の請求権は除く）を放棄するとともに、今後裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申立て、請求をしません。

1. 受領金額 ¥ \_\_\_\_\_

(③-④-⑤)

損害額 ¥ \_\_\_\_\_ (①)  
 (一) 過失相殺額 ¥ \_\_\_\_\_ (②)  
 損害賠償総額 ¥ \_\_\_\_\_ (③)  
 (①-②)  
 (一) 乙の既受領額 ¥ \_\_\_\_\_ (④)  
 (一) 免責金額 ¥ \_\_\_\_\_ (⑤)  
 その他

損害の内訳

1. \_\_\_\_\_ ¥ \_\_\_\_\_  
 2. \_\_\_\_\_ ¥ \_\_\_\_\_  
 3. \_\_\_\_\_ ¥ \_\_\_\_\_  
 4. \_\_\_\_\_ ¥ \_\_\_\_\_  
 5. \_\_\_\_\_ ¥ \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ )

2. 事故内容

事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
事故発生場所	
事故当事者甲	氏 名
	車両登録番号等
事故当事者乙	氏 名
	車両登録番号等

3. 振込指示

振込金額 ¥ \_\_\_\_\_

振込金額 ¥ \_\_\_\_\_

金融機関	銀行 信組 信金 農協		
支店・支所	支店 支所	店番号	
預金種目	普通 当座 貯蓄 別段	口座番号 (右ツメ)	
郵便局	通帳記号	通帳番号 (右ツメ)	
※フリガナも 必ずご記入 ください。 口座名義 (漢字)	(フリガナ)		

金融機関	銀行 信組 信金 農協		
支店・支所	支店 支所	店番号	
預金種目	普通 当座 貯蓄 別段	口座番号 (右ツメ)	
郵便局	通帳記号	通帳番号 (右ツメ)	
※フリガナも 必ずご記入 ください。 口座名義 (漢字)	(フリガナ)		

示談書例 (任意保険会社と示談した場合の保険会社作成の損害賠償金算定内容内訳の例 (示談書に代わる書類))

令和 年 月 日

様

事故番号

事故日 令和 年 月 日

〇〇〇〇保険株式会社  
担当

損害賠償金提示のご案内

	算定額	内 容
治療費	円	
看護料	円	
入院雑費	円	
通院費	円	
その他 治療関係費	円	
休業損害	円	
傷害 慰謝料	円	
その他	円	
合 計 (ア)	円	
差引額 (イ)	円	
賠償金総額 (ア) - (イ)	円	
既払額 (ウ)	円	
最終お支払額 (ア) - (イ) - (ウ)	円	



6 傷病等級早見表

部 位	傷 病 等 級		
	第 1 級	第 2 級	第 3 級
眼	1 両眼が失明しているもの	1 両眼の視力が0.02以下になっているもの	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの
口	2 そしゃく及び言語の機能を廃しているもの		2 そしゃく又は言語の機能を廃しているもの
神経系統の機能又は精神	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
胸腹部臓器	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
上 肢	5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの	4 両上肢を手関節以上で失ったもの	5 両手の手指の全部を失ったもの
下 肢	7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの	5 両下肢を足関節以上で失ったもの	
そ の 他	9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 第3号及び第4号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

## 7 障害等級早見表

障 害 系 別		第 1 級 年金 313日	第 2 級 年金 277日	第 3 級 年金 245日	第 4 級 年金 213日	第 5 級 年金 184日	第 6 級 年金 156日	
部 位	障 害 種 別							
眼	眼 球 (両 眼)	視 力 障 害	(1) 両眼が失明した もの	(1) 1眼が失明し、 他眼の視力が 0.02以下になっ たもの (2) 両眼の視力が 0.02以下になっ たもの	(1) 1眼が失明し、 他眼の視力が 0.06以下になっ たもの	(1) 両眼の視力が 0.06以下になっ たもの	(1) 1眼が失明し、 他眼の視力が 0.1以下になっ たもの	(1) 両眼の視力が 0.1以下になっ たもの
		調 節 機 能 障 害						
		運 動 障 害						
		視 野 障 害						
	ま ぶ た (右又は左)	欠 損 障 害						
		運 動 障 害						
耳	内 耳 等 (両 耳)	聴 力 障 害				(3) 両耳の聴力を 全く失ったもの	(3) 両耳の聴力が 耳に接しなけれ ば大声を解する ことができない 程度になったも の (4) 1耳の聴力を 全く失い、他耳 の聴力が40セン チメートル以上 の距離では普通 の話し声を解す ることができない 程度になったも の	
		耳 かく (耳介) (右又は左)	欠 損 障 害					
鼻	欠 損 及 び 機 能 障 害							
口	そ しゃ く 及 び 言 語 機 能 障 害	(2) そしゃく及び 言語の機能を廃 したもの		(2) そしゃく又は 言語の機能を廃 したもの	(2) そしゃく及び 言語の機能に著 しい障害を残す もの		(2) そしゃく又は 言語の機能に著 しい障害を残す もの	
	歯 牙 障 害							
神 經 系 統 の 機 能 又 は 精 神	神 經 系 統 の 機 能 又 は 精 神 の 障 害	(3) 神 經 系 統 の 機 能又は精神に著 しい障害を残し、 常に介護を要す るもの	(3) 神 經 系 統 の 機 能又は精神に著 しい障害を残し、 随時介護を要す るもの	(3) 神 經 系 統 の 機 能又は精神に著 しい障害を残し、 終身労務に服す ることができない もの		(2) 神 經 系 統 の 機 能又は精神に著 しい障害を残し、 特に軽易な労務 以外の労務に服 することができ ないもの		
頭 部 顔 部 頸 部	醜 状 障 害							
胸 腹 部 臓 器 (外生殖器を含む)	胸 腹 部 臓 器 の 障 害	(4) 胸腹部臓器の 機能に著しい障 害を残し、常に 介護を要するも の	(4) 胸腹部臓器の 機能に著しい障 害を残し、随時 介護を要するも の	(4) 胸腹部臓器の 機能に著しい障 害を残し、終身 労務に服するこ とができないも の		(3) 胸腹部臓器の 機能に著しい障 害を残し、特に 軽易な労務以外 の労務に服する ことができない もの		

〔注〕 ( ) 内数字は号数を表す

第 7 級 年金 131日	第 8 級 一時金 503日	第 9 級 一時金 391日	第 10 級 一時金 302日	第 11 級 一時金 223日	第 12 級 一時金 156日	第 13 級 一時金 101日	第 14 級 一時金 56日
(1) 1眼が失明し、他限の視力が0.6以下になったもの	(1) 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 1眼の視力が0.1以下になったもの			(1) 1限の視力が0.6以下になったもの	
				(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの		
			(2) 正面視で複視を残すもの	(1) 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(2) 正面視以外で複視を残すもの	
		(3) 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの				(3) 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
		(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっげはげを残すもの	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっげはげを残すもの
				(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		
(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの			(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
					(4) 1耳の耳かく大部分を欠損したものの		
		(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの					
		(6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの				
			(4) 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(4) 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(3) 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(5) 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(2) 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの			(13) 局部にがん固な神経症状を残すもの		(9) 局部に神経症状を残すもの
(12) 外貌に著しい醜状を残すもの		(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの			(14) 外貌に醜状を残すもの		
(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (13) 両側のこう丸を失ったもの		(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの		(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		(6) 胸腹部臓器に障害を残すもの	

障 害 系 別		第 1 級 年金 313日	第 2 級 年金 277日	第 3 級 年金 245日	第 4 級 年金 213日	第 5 級 年金 184日	第 6 級 年金 156日	
部 位	障 害 種 別							
体	せき柱	変形障害					(5) せき柱に著しい変形を残すもの	
		運動障害					(5) せき柱に著しい運動障害を残すもの	
幹	その他の体幹骨 〔鎖骨、胸骨、 ろっ骨、肩こ 骨又は骨盤骨〕							
上	上肢 (右又は左)	欠損障害	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの		(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの	
		機能障害	(6) 両上肢の用を全廃したもの				(6) 1上肢の用を全廃したもの	(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
		変形障害 〔上腕骨又は前腕骨〕						
		醜状障害						
肢	手指 (右又は左)	欠損障害			(5) 両手の手指の全部を失ったもの		(8) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	
		機能障害				(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの		
下	下肢 (右又は左)	欠損障害	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの		(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの	
		機能障害	(8) 両下肢の用を全廃したもの				(7) 1下肢の用を全廃したもの	(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
		変形障害 〔大腿骨又は下腿骨〕						
		短縮障害						
		醜状障害						
肢	足指 (右又は左)	欠損障害					(8) 両足の足指の全部を失ったもの	
		機能障害						

第 7 級 年金 131日	第 8 級 一時金 503日	第 9 級 一時金 391日	第 10 級 一時金 302日	第 11 級 一時金 223日	第 12 級 一時金 156日	第 13 級 一時金 101日	第 14 級 一時金 56日
				(7) せき柱に変形を残すもの			
	(2) せき柱に運動障害を残すもの						
					(5) 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの		
	(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの		(10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの		(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの		
(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(8) 1 上肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの		
							(4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
(6) 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指を失ったもの	(3) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指を失ったもの	(12) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったもの		(8) 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの	(9) 1 手の小指を失ったもの	(8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの	(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
(7) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指の用を廃したものの	(4) 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指の用を廃したものの	(13) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指の用を廃したものの	(7) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したものの		(10) 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したものの	(7) 1 手の小指の用を廃したものの	(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったものの
(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの							
	(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの		(11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの		(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの		
(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(9) 1 下肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの		
	(5) 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したものの		(8) 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したものの			(9) 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したものの	
							(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	(10) 1 足の足指の全部を失ったもの	(14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの	(9) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの		(11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの	(10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの	
(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの		(15) 1 足の足指の全部の用を廃したものの		(9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したものの	(12) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したものの	(11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したものの	(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したものの

## 8 補償と福祉事業の種類別主要改正経過一覧

### (1) 傷病補償年金関係

適用年月日		52. 4. 1	56.11. 1 ~	H 6. 4. 1 ~
補償	1 G	$W \times 313$ 日分	$W \times 313$ 日分	$W \times 313$ 日
	2 G	277	277	277
	3 G	245	245	245
福祉事業	支給金	1 G	114万円 (56. 4. 1~)	114万円
		2 G	107	107
		3 G	100	100
	給付金	$N \times \frac{20}{100}$ $\left[ \begin{array}{l} \text{上限額} \\ 100\text{万円} \times \frac{\text{日数}}{365} \end{array} \right]$ ただし、 $\left[ \begin{array}{l} 80 \\ W \times 365 \times \frac{100}{100} - N \text{ に} \end{array} \right]$ 満たない場合はその額	$N \times \frac{20}{100}$ $\left[ \begin{array}{l} \text{上限額 (56. 5. 1~)} \\ 150\text{万円} \times \frac{\text{日数}}{365} \end{array} \right]$ [特殊公務災害加算]	$N \times \frac{20}{100}$ $\left[ \begin{array}{l} \text{上限額} \\ 150\text{万円} \times \frac{\text{日数}}{365} \end{array} \right]$ [特殊公務災害加算] [国際緊急援助活動 特例災害加算]

(注) 1 G=等級, N=補償額, W=平均給与額 (以下同じ。)

2 56. 2. 1以後は、年金額の端数について50円以上100円未満の端数がある場合はこれを切り上げ、50円未満の端数がある場合は切り捨て処理を行うこと (以下、年金たる補償及び年金たる特別給付金について同じ。)

3 8. 8. 1以後は、各支給期月に係る支給額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額を支払い、切り捨てた端数を2月の支給月に加算して支払い、なお1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる処理を行うこと (以下、年金たる補償及び年金たる特別給付金にはついて同じ。)

### (2) 介護補償関係

適用年月日	H 28. 4. 1	H 29. 4. 1	H 30. 4. 1
常時介護	57,030円 ~ 104,950円	57,110円 ~ 105,130円	57,190円 ~ 105,290円
随時介護	28,520円 ~ 52,480円	28,560円 ~ 52,570円	28,600円 ~ 52,650円

適用年月日	H 31. 4. 1	R 2. 4. 1	R 3. 4. 1
常時介護	70,790円 ~ 165,150円	72,990円 ~ 166,950円	73,090円 ~ 171,650円
随時介護	35,400円 ~ 82,580円	36,500円 ~ 83,480円	36,500円 ~ 85,780円

適用年月日	R 4. 4. 1	R 5. 4. 1	R 6. 4. 1
常時介護	75,290円 ~ 171,650円	77,890円 ~ 172,550円	81,290円 ~ 177,950円
随時介護	37,600円 ~ 85,780円	38,900円 ~ 86,280円	40,600円 ~ 88,980円

(注) 介護補償は、介護に要した費用に応じて、支給 (月ごと) する。

ただし、定額を下回るときは定額を、限度額を超えるときは限度額を支給する。

(3) 障害補償（年金・一時金）関係

適用年月日	S 42. 12. 1			H 17. 4. 1 ~			H 28. 4. 1 ~			R6. 4. 1 ~		
等級	補償	福祉事業		補償	福祉事業		補償	福祉事業		補償	福祉事業	
1 G	W×240日分	/	/	W×313日分	342万円 (公)1,540 (通) 975		W×313日分	342万円 (公)1,540 (通) 915		W×313日分	342万円 (公)1,435 (通) 915	
2 G	213			277	320 1,500   940		277	320 1,500   885		277	320 1,395   885	
3 G	188			245	300 1,460   905		245	300 1,460   855		245	300 1,350   855	
4 G	164			213	264 875   550		213	264 875   520		213	264 865   520	
5 G	142			184	225 745   470		184	225 745   445		184	225 745   445	
6 G	120			156	192 615   390		156	192 615   375		156	192 620   375	
7 G	100			131	159 485   310		131	159 485   300		131	159 500   300	
8 G	450			503	65 320   195		503	65 320   190		503	65 320   190	
9 G	350			391	50 250   155		391	50 250   155		391	50 255   155	
10 G	270			302	39 195   120		302	39 195   125		302	39 200   125	
11 G	200			223	29 145   90		223	29 145   95		223	29 150   95	
12 G	140			156	20 105   65		156	20 105   75		156	20 110   75	
13 G	90			101	14 75   45		101	14 75   55		101	14 80   55	
14 G	50			56	8 45   30		56	8 45   40		56	8 50   40	
給付金 (福祉事業)	S 52. 4. 1 から $N \times \frac{20}{100} \left[ \begin{array}{l} 1 \text{ 級} \sim 7 \text{ 級 年金} \\ 8 \text{ 級} \sim 14 \text{ 級 一時金} \end{array} \right]$ $\left[ \begin{array}{l} \text{上限額} \\ 100 \text{ 万円} \times \frac{\text{日数}}{365} \end{array} \right]$		$N \times \frac{20}{100} \left[ \begin{array}{l} 1 \text{ 級} \sim 7 \text{ 級 年金} \\ 8 \text{ 級} \sim 14 \text{ 級 一時金} \end{array} \right]$ $\left[ \begin{array}{l} \text{上限額} \\ 150 \text{ 万円} \times \frac{\text{日数}}{365} \end{array} \right]$		$N \times \frac{20}{100} \left[ \begin{array}{l} 1 \text{ 級} \sim 7 \text{ 級 年金} \\ 8 \text{ 級} \sim 14 \text{ 級 一時金} \end{array} \right]$ $\left[ \begin{array}{l} \text{上限額} \\ 150 \text{ 万円} \times \frac{\text{日数}}{365} \end{array} \right]$		$N \times \frac{20}{100} \left[ \begin{array}{l} 1 \text{ 級} \sim 7 \text{ 級 年金} \\ 8 \text{ 級} \sim 14 \text{ 級 一時金} \end{array} \right]$ $\left[ \begin{array}{l} \text{上限額} \\ 150 \text{ 万円} \times \frac{\text{日数}}{365} \end{array} \right]$					

(注) 福祉事業：上段＝支給金，下段＝援護金， (公)＝公務災害， (通)＝通勤災害  
 特殊公務災害加算はS 47. 11. 1 (給付金についてはS 56. 11. 1) から， 国際緊急援助活動特例災害加算はH6. 4. 1から適用。

(4) 遺族補償（年金・一時金）関係

適用年月日		S 42.12. 1 ~	R 4. 7. 1 ~	R 6. 4. 1 ~			
補償	年金	1 人	$W \times 365 \times \frac{30}{100}$	W × 153 日分	W × 153 日分		
		50歳以上55歳未満の妻	$W \times 365 \times \frac{30}{100}$	153	153		
		55歳以上又は障害の状態にある妻	$W \times 365 \times \frac{30}{100}$	175	175		
		2 人	” $\frac{35}{100}$	201	201		
		3 人	” $\frac{40}{100}$	223	223		
	一時金	4 人	” $\frac{45}{100}$	245	245		
		5人以上	” $\frac{50}{100}$				
		A	$W \times 400 \times \frac{250}{100}$			W × 1,000 日分	W × 1,000 日分
		B	” $\times \frac{175}{100}$			700	700
		C	” $\times \frac{100}{100}$			400	400
福祉事業	支給金	年金受給者	/	300 万円	300 万円		
		一時金受給者		A	300	300	
				B	210	210	
	C		120	120			
	援助金	年金受給者	/	(公務災害)(通勤災害) 1,735万円 1,155万円	(公務災害)(通勤災害) 1,735万円 1,045万円		
		一時金受給者		A	(公務災害)(通勤災害) 1,735万円 1,155万円	(公務災害)(通勤災害) 1,735万円 1,045万円	
				B	1,215 780	1,215 730	
				C	695 445	695 420	
		給付金		/	$N \times \frac{20}{100}$ 〔上限額 年金 150万円 × $\frac{\text{日数}}{365}$ 〕	$N \times \frac{20}{100}$ 〔上限額 年金 150万円 × $\frac{\text{日数}}{365}$ 〕	

- (注) 1 A=配偶者，子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹を示す。  
 2 B=A以外で生計維持関係にある18歳未満若しくは55歳以上又は障害の状態にある3親等内の親族を示す。  
 3 C=A，B以外で生計維持関係のあるものを示す。  
 4 特殊公務災害加算はS47.11.1（給付金についてはS56.11.1）から，国際緊急援助活動特例災害加算はH6.4.1から適用。

(5) 葬祭補償

適用年月日	S 42.12. 1	H 8. 4. 1 ~	H10. 4. 1 ~	H12. 4. 1 ~
葬祭補償	W × 60日分	295,000円 + W × 30日分 又はW × 60日分	305,000円 + W × 30日分 又はW × 60日分	315,000円 + W × 30日分 又はW × 60日分

(注) 「又は」とは，それぞれ算定した結果のいずれか高額の方を補償することを示す。



(6) 奨学援護金及び就労保育援護金（在学者等又は保育児1人の月額）

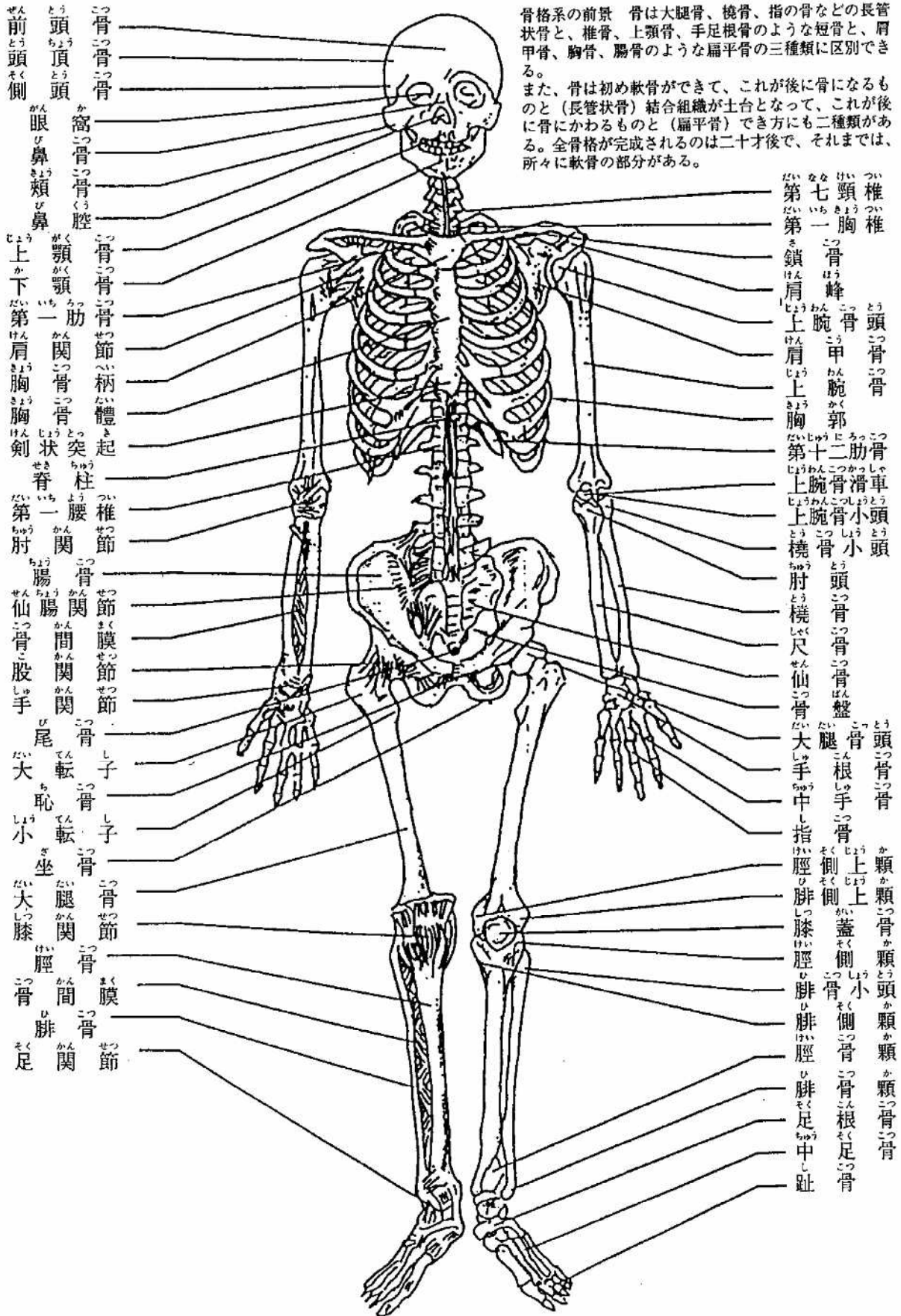
適用年月日		S42.12.1	H16.4.1～	H18.4.1～	H25.4.1～	H27.4.1～	H28.4.1～	H29.4.1～	H31.4.1～	R6.4.1～
奨 学 援 護 金	小学校	1,000	12,000	12,000	12,000	13,000	13,000	14,000	14,000	15,000
	中学校	1,500	16,000	16,000	16,000	16,000	17,000	18,000	18,000	20,000
	高校	2,500	18,000	18,000	16,000	16,000	16,000	16,000	18,000	19,000
	大学	5,000	38,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
	〔平均給与額 上限額〕	(2,800)	(16,000)	(16,000)	(16,000)	(16,000)	(16,000)	(16,000)	(16,000)	(16,000)
	(その他)		専修学校訓練 施設を含む。	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
就労保育援護金			12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	8,000
〔平均給与額 上限額〕			(16,000)	(16,000)	(16,000)	(16,000)	(16,000)	(16,000)	(16,000)	(16,000)

(注) 「平均給与額上限額」は、当該年金たる補償に係る平均給与額の上限額を示す。

9 人体図

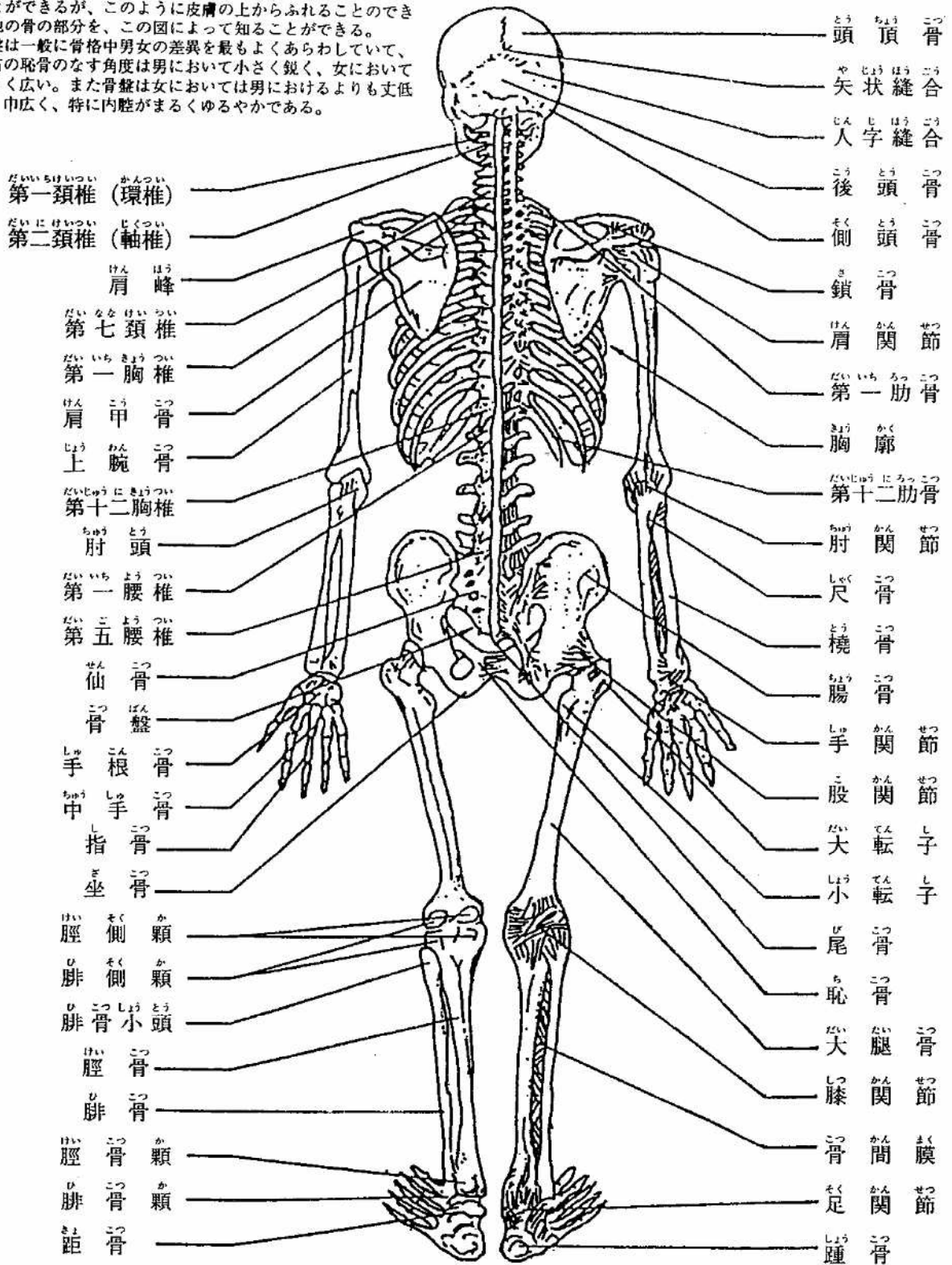
骨格系の全景 (前面)

骨格系の前景 骨は大腿骨、桡骨、指の骨などの長管状骨と、椎骨、上顎骨、手足根骨のような短骨と、肩甲骨、胸骨、腸骨のような扁平骨の三種類に區別できる。  
 また、骨は初め軟骨ができて、これが後に骨になるものと(長管状骨)結合組織が土台となって、これが後に骨にかわるものと(扁平骨)でき方にも二種類がある。全骨格が完成されるのは二十才後で、それまでは、所々に軟骨の部分がある。



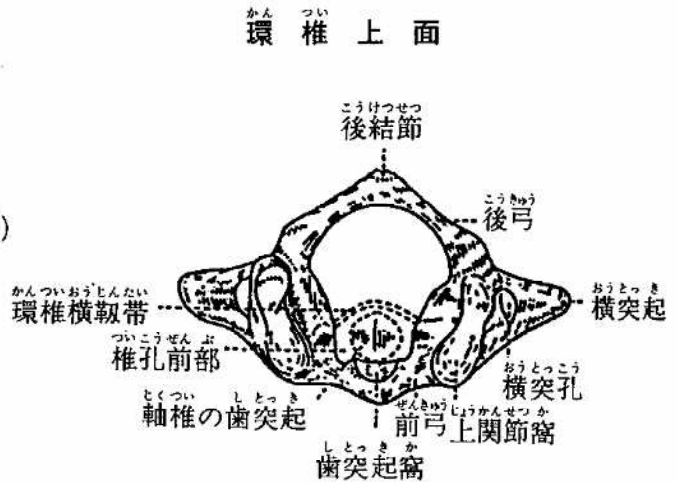
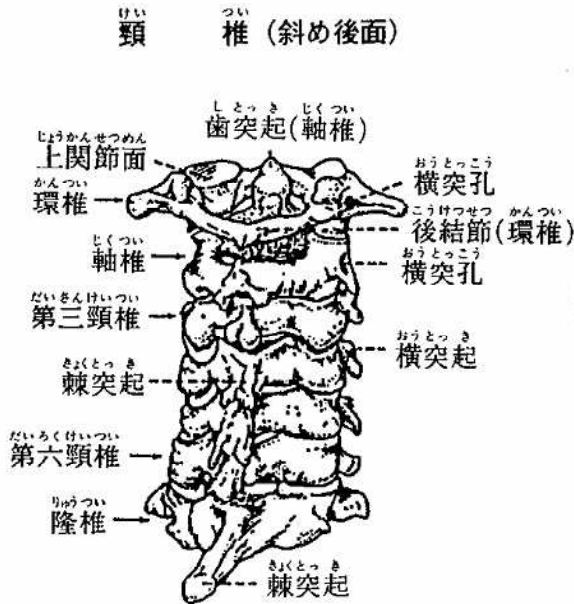
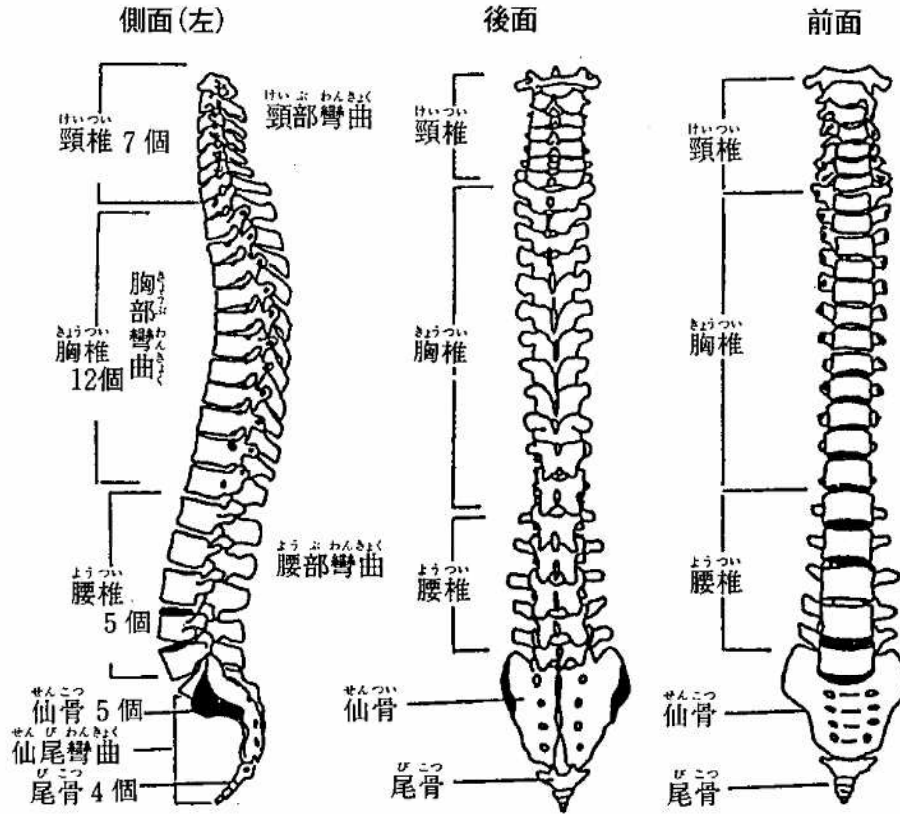
# 骨格系の全景（後面）

骨格系の後景、第七頸椎の棘突起は皮膚の上からよくふれることができるが、このように皮膚の上からふれることのできる他の骨の部分も、この図によって知ることができる。  
 骨盤は一般に骨格中男女の差異を最もよくあらわして、左右の恥骨のなす角度は男において小さく鋭く、女において大きく広い。また骨盤は女においては男におけるよりも丈低く、巾広く、特に内腔がまるくゆるやかである。



# 脊柱

脊柱 (黒塗り部分は関節面)

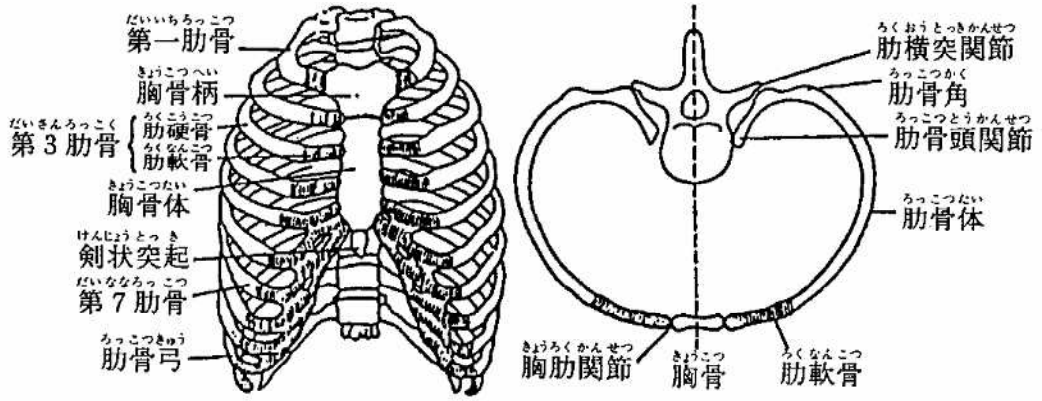


# 胸骨及び上肢骨

## 胸 郭

前面

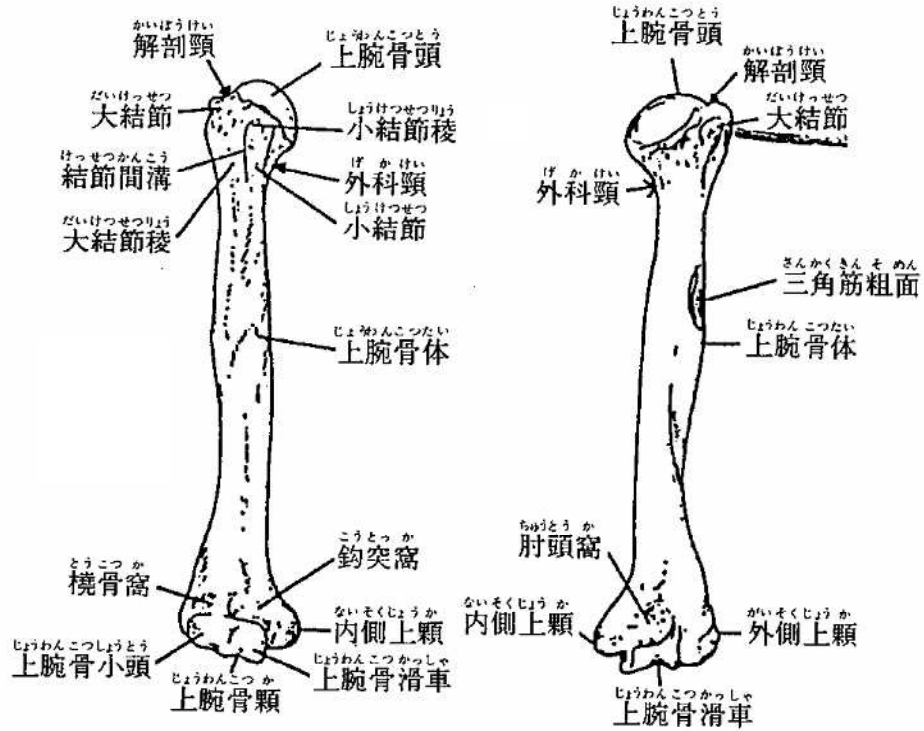
横断



## 上 腕 骨 (右)

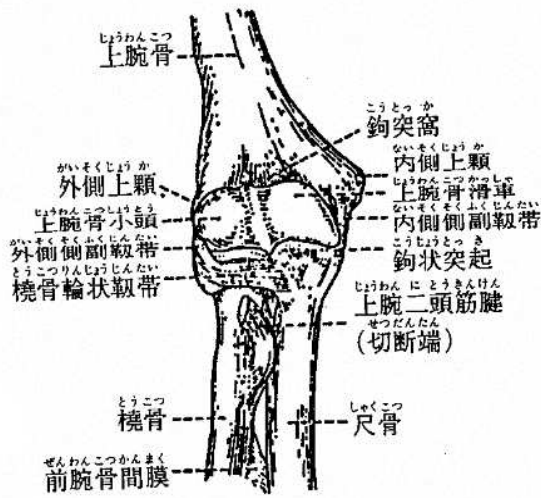
前面

後面

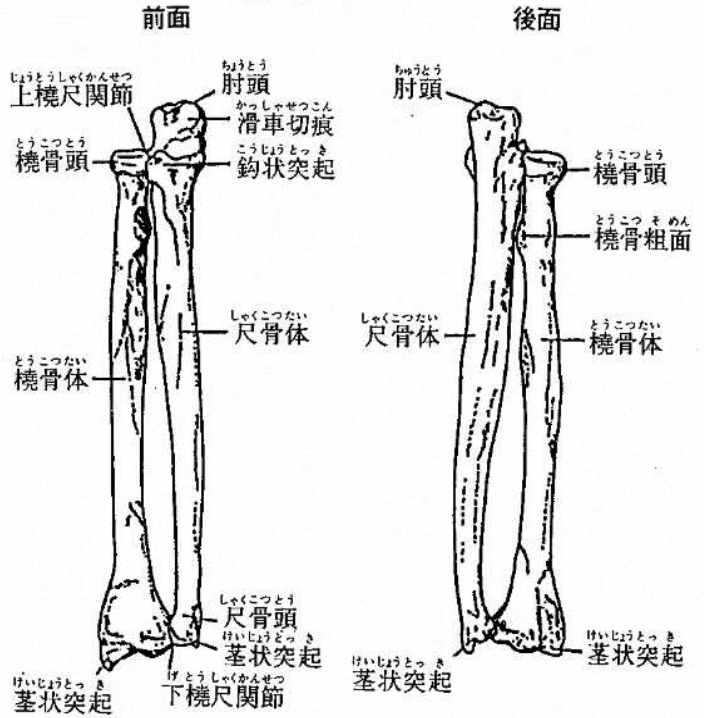


# 上肢骨と手指の骨

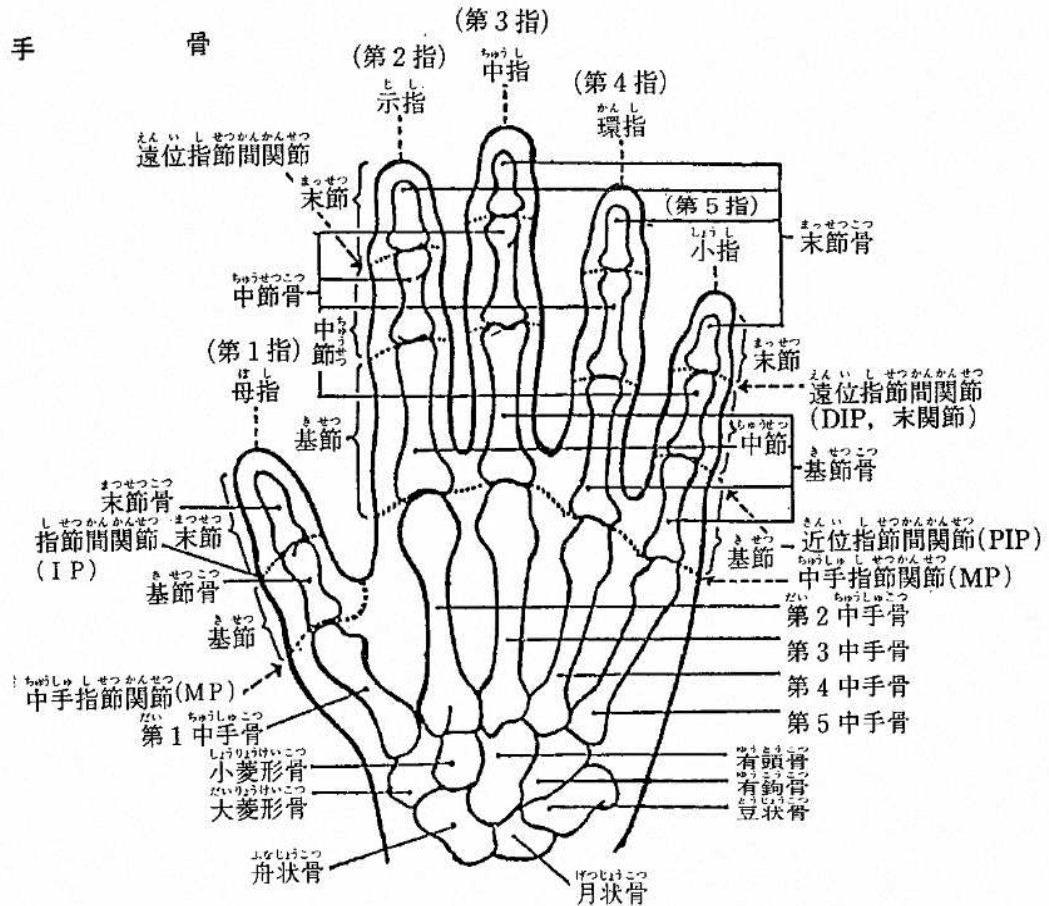
肘関節(右掌側面)



前腕骨(右)



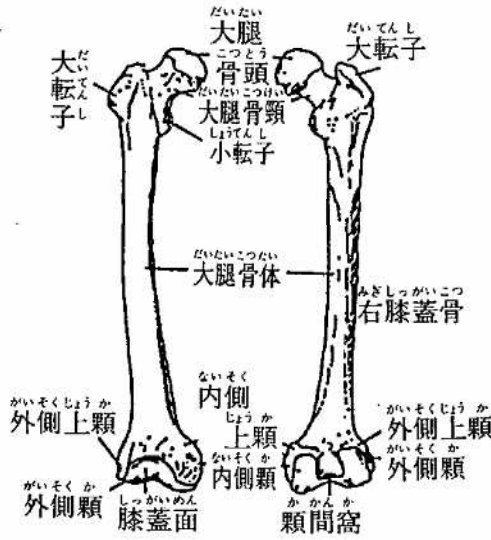
手骨



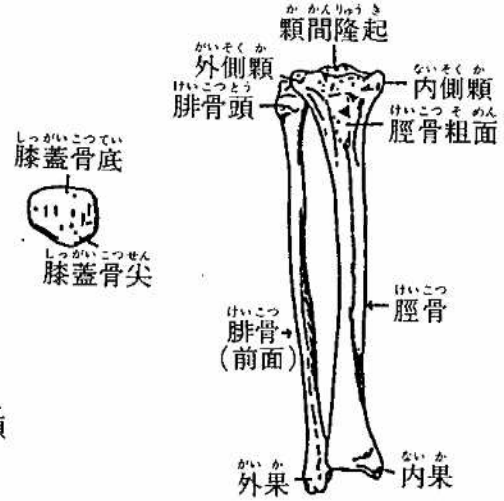
下肢骨

大腿骨と下腿骨 (右)

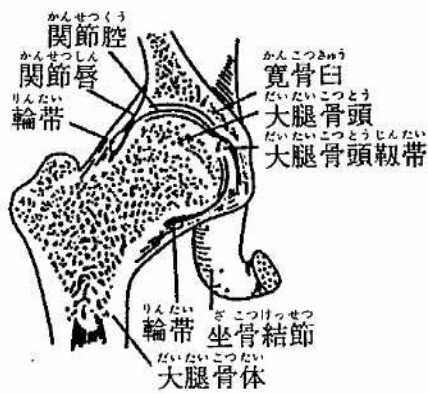
(前面) 大腿骨 (後面)



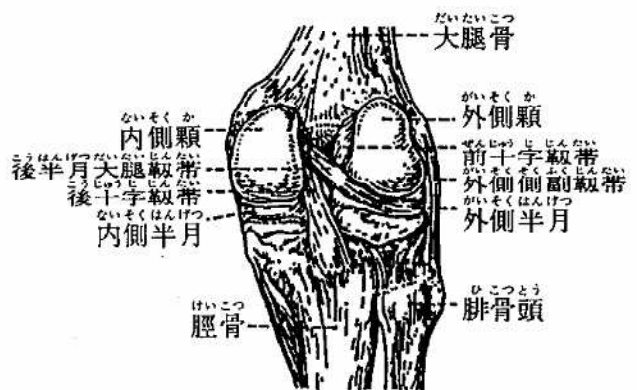
右下腿骨 (前面)



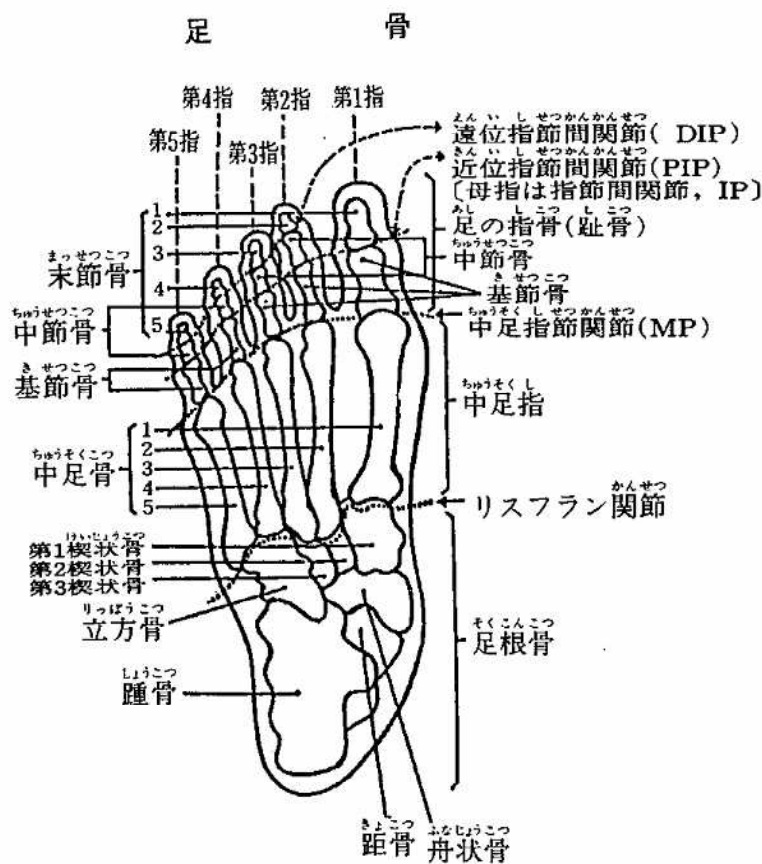
股関節



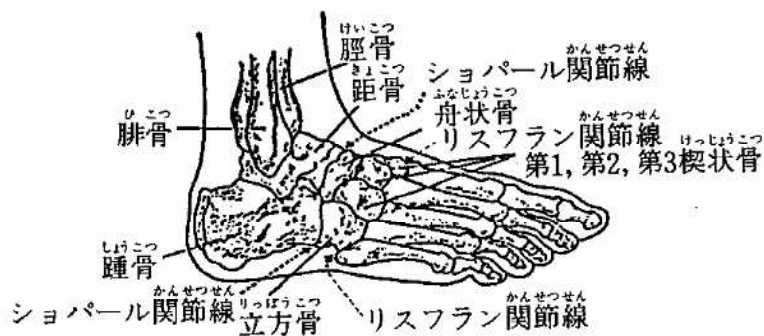
膝関節



# 足指の骨

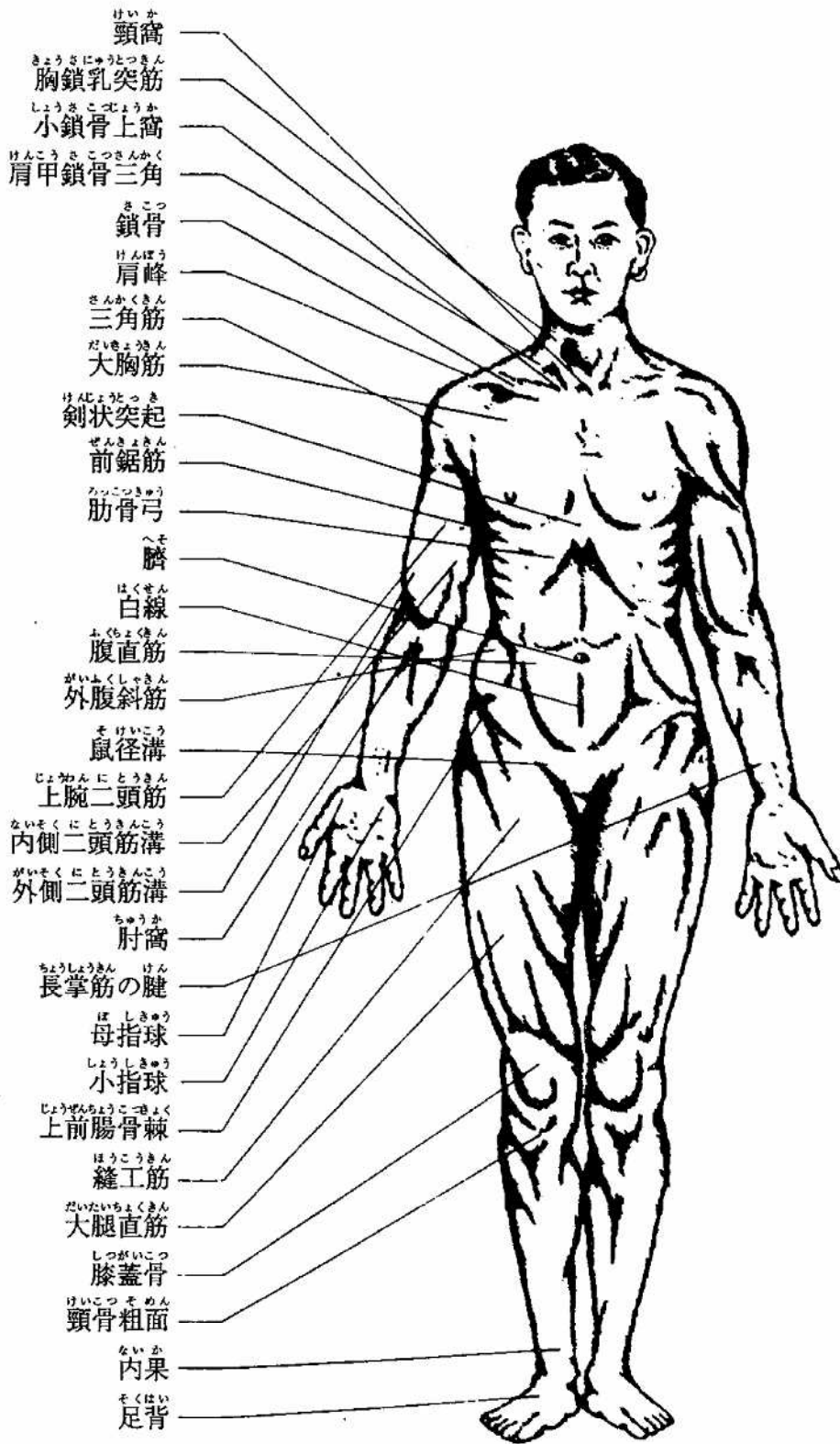


足関節（右）の外側面

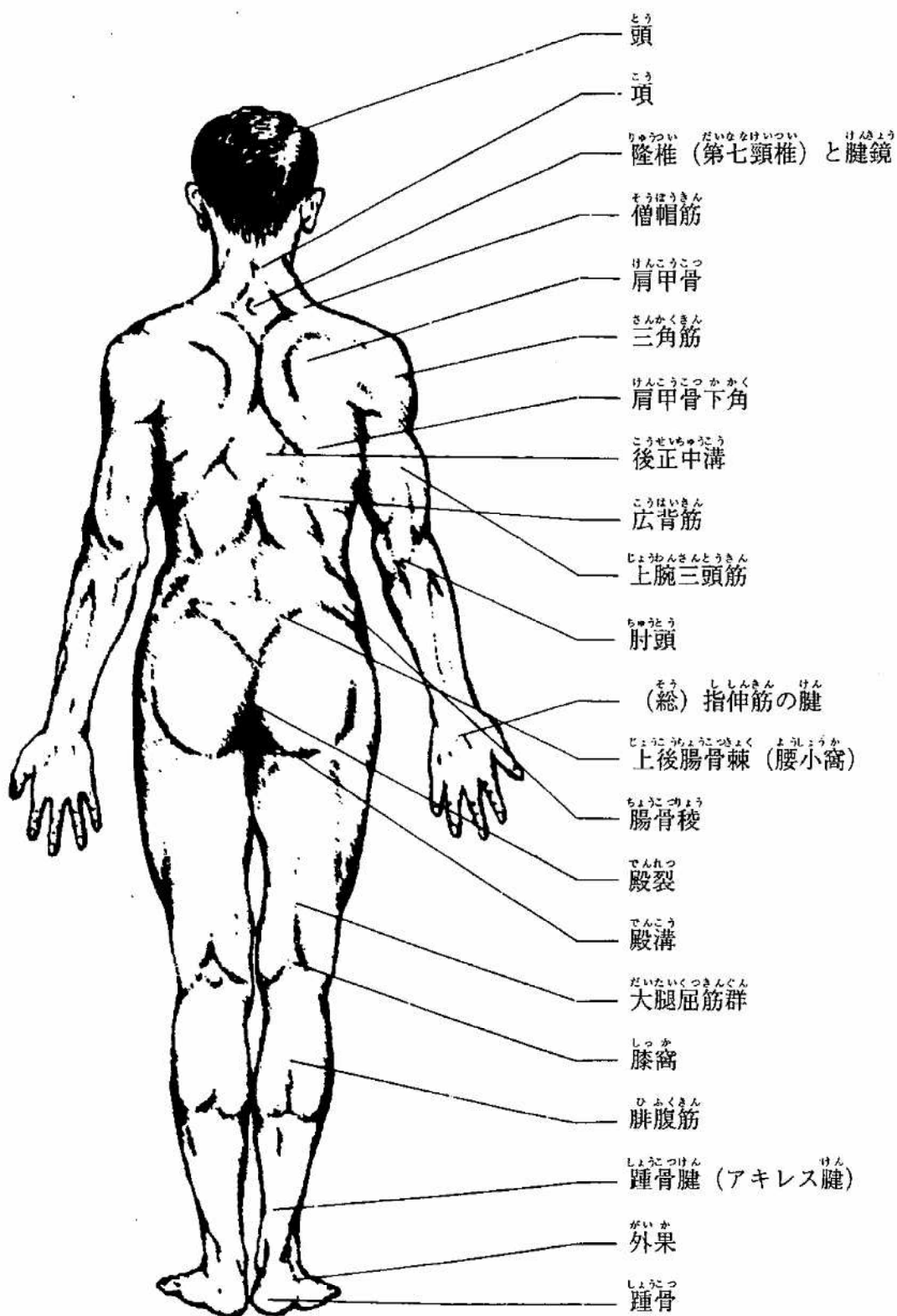




筋系の全景 (前面)



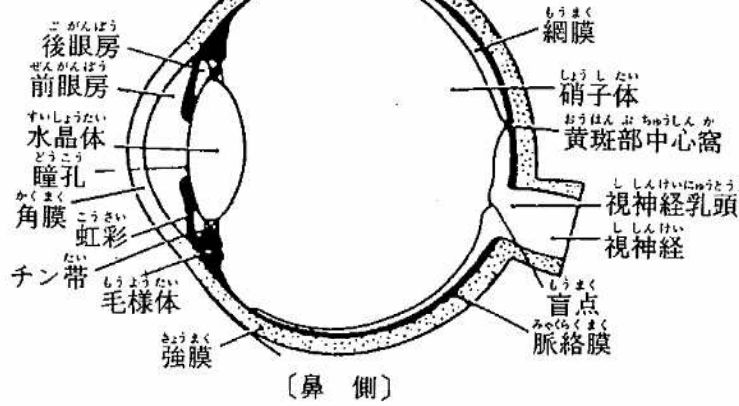
筋系の全景（後面）



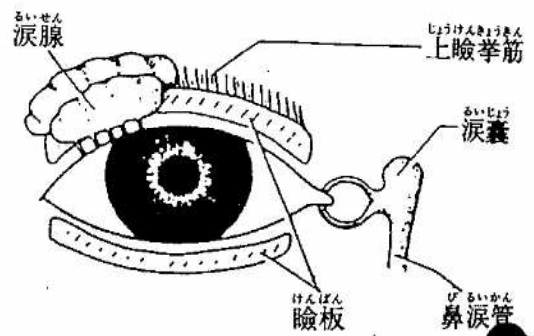
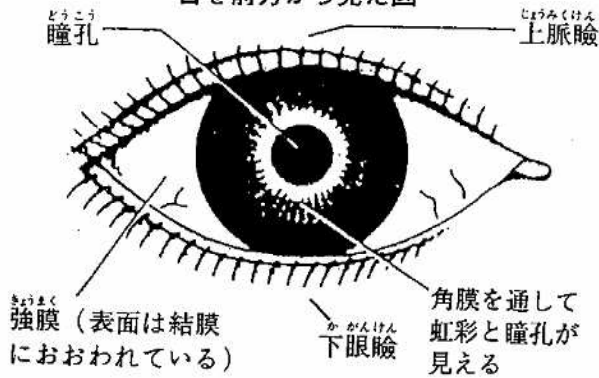
# 眼及び耳

眼球断面

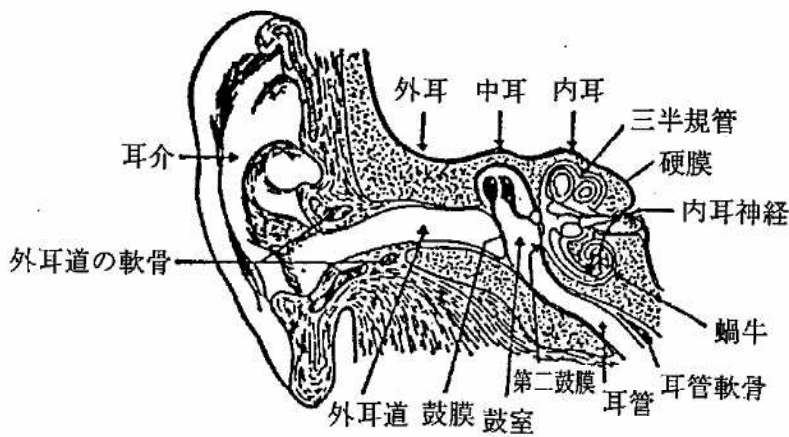
[耳側]



目を前方から見た図



## 耳

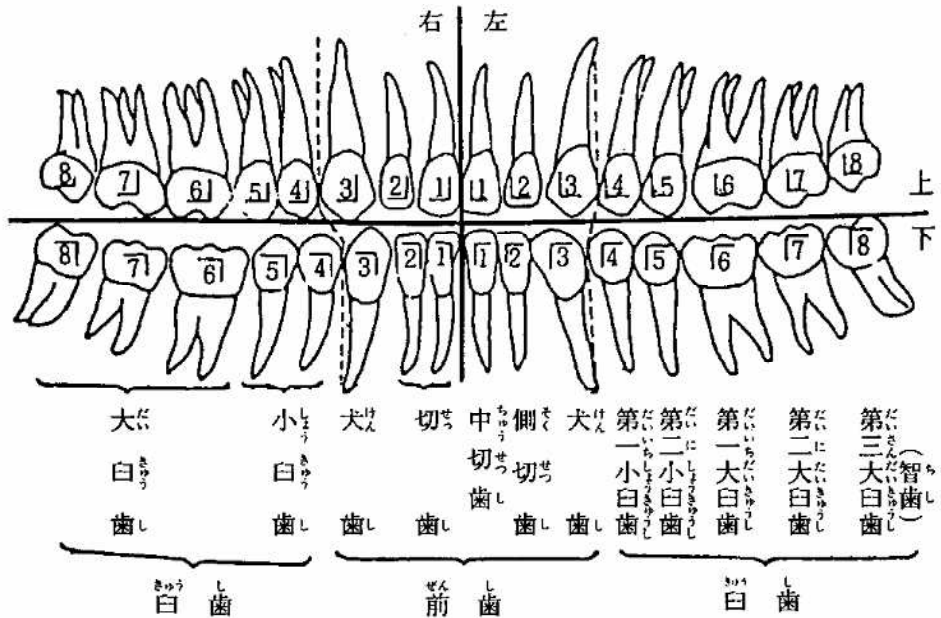


歯

32本の永久歯の配列



上下永久歯牙



**事務処理の手引（公務災害・通勤災害）**

令和6年12月

発行 地方公務員災害補償基金鹿児島県支部  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1  
（鹿児島県総務部総務事務センター内）  
TEL (099) 286-2111 内線 2067～9  
(099) 286-2081（直通）  
FAX (099) 286-5504